

永平寺町地域安全克雪方針 (案)



令和8年3月

永平寺町

目 次

序章 永平寺町地域安全克雪方針策定にあたって	1
序-1. 計画の目的	1
序-2. 計画の位置付け	1
序-3. 上位・関連計画の整理	2
第1章 雪対策の現状等	9
1-1. 永平寺町の概況	9
1-2. 人口	11
1-3. 雪に関する現状	14
第2章 克雪に関する町民意識調査等	24
2-1. アンケート調査	24
第3章 克雪に向けた取り組み課題	33
3-1. 課題の整理	33
第4章 地域安全克雪方針	34
4-1. 将来像	34
4-2. 基本方針	35
第5章 地域安全克雪に向けた取組	36
5-1. 雪下ろしに関するルールの検討	36
5-2. 安全克雪事業の検討	39
5-3. 事業の実施主体及び実施スケジュールの検討	50
5-4. 評価指標の検討	51
第6章 実現方策の検討	52
6-1. 総合的な克雪対策の推進	52

序章 永平寺町地域安全克雪方針策定にあたって

序－1. 計画の目的

国においては令和4年3月に「豪雪地帯対策特別措置法」（S37.4.5法律第73号）が一部改正され、同年12月に「第七次豪雪地帯対策基本計画」が閣議決定されました。その計画では、「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」などが重点施策として追加されました。

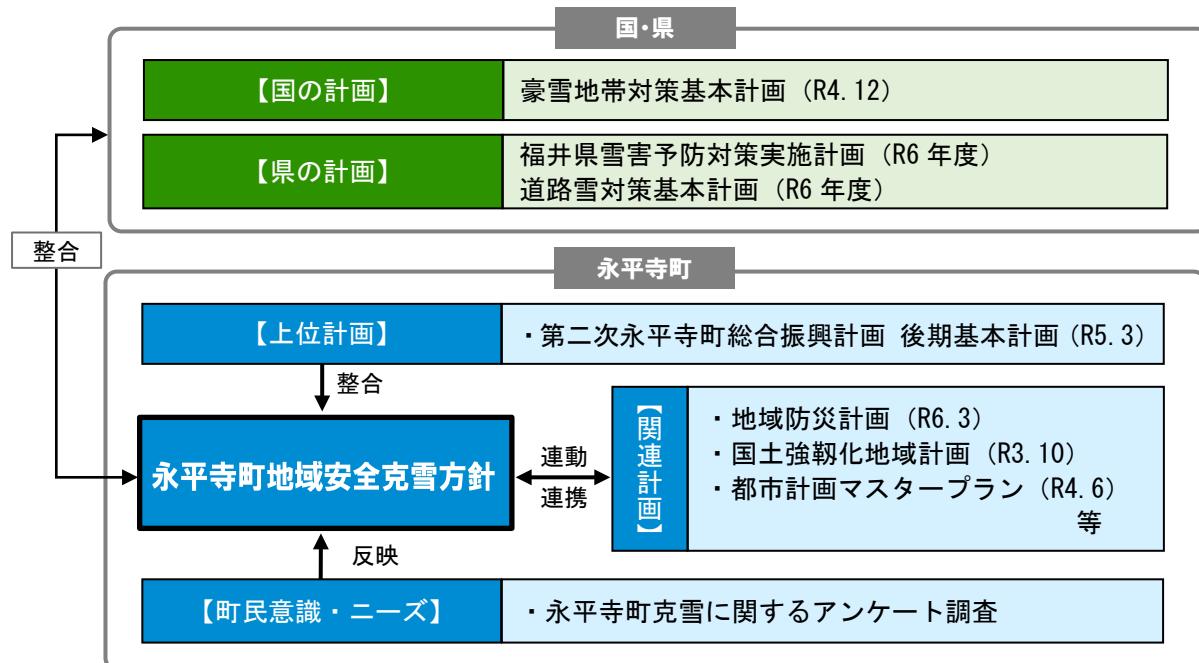
「豪雪地帯対策特別措置法」により豪雪地帯に位置づけられる本町においては、今後ますます加速が予測される人口減少、少子高齢化の進行などにより、除排雪の担い手不足が懸念され、現に毎年のように特に高齢者を中心に除排雪時の死傷者が発生している状況です。

このような背景を踏まえ、本計画は、豪雪地帯における除排雪作業中の事故防止および地域の安全を確保すること、特に高齢者を中心に増加している除排雪作業中の事故を防止するため、地域住民と協力し、自立的かつ安全な地域を実現するための戦略的な方針を策定し、安全な除排雪作業を確保することにより、豪雪地帯の振興を図ることを目的とします。

序－2. 計画の位置付け

本計画は、国の「豪雪地帯対策基本計画」や県の「福井県雪害予防対策実施計画」、「道路雪対策基本計画」における基本的考え方等と整合を図りながら、本町の最上位計画である「第二次永平寺町総合振興計画」をはじめ、「永平寺町地域防災計画」や「永平寺町国土強靭化地域計画」、「永平寺町都市計画マスターplan」など各種関連計画における克雪対策等と連動・連携しながら、総合的かつ効果的に克雪対策を機能させていくものです。

また、「永平寺町克雪に関するアンケート調査」を実施し、町民の克雪対策に対する意識やニーズを踏まえた計画策定を図ります。



序－3. 上位・関連計画の整理

本方針の策定にあたり、整合あるいは連動・連携すべき上位・関連計画は以下に示すとおりです。

(1) 豪雪地帯対策基本計画【国】

■策定年月	令和4年12月
■計画の目的	
本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図るとともに、雪のもたらす各種資源の利活用、新たな雪国の価値の創出、地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努め、これらについて国及び地方公共団体と民間団体及び地域住民等が協働して総合的な豪雪地帯対策を実施することにより、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的としています。	
■基本理念	
○国土強靭化を踏まえた克雪対策の充実 ○親雪・利雪の推進 ○地域の特性を尊重 ○豪雪地帯の理解促進	
■基本計画の重点（豪雪地帯）	
(1) 交通、通信等の確保に関する事項 (2) 農林業等地域産業の振興に関する事項 (3) 生活環境施設等の整備に関する事項 (4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項 (5) 除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備の促進に関する事項 (6) 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくりに関する事項 (7) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項	
■計画の概要	
<p>豪雪地帯対策基本計画(令和4年12月9日閣議決定)</p> <p>国土交通省 別紙</p> <p>変更の主なポイント</p> <p>現行計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none">1 基本計画の目的2 基本計画の性格3 基本計画の重点<ul style="list-style-type: none">(1)交通、通信の確保(2)農林業等地域産業の振興(3)生活環境施設等の整備(4)国土保全施設の整備及び環境保全(5)雪氷に関する調査研究の総合的な推進4 基本計画の内容5 基本計画の推進 <p>計画見直しの背景</p> <ul style="list-style-type: none">○令和4年3月 豪雪地帯対策特別措置法改正○同改正法に対する附帯決議○近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応<ul style="list-style-type: none">・人口減少・高齢化の進行・年毎の降雪量の変化、集中降雪の増加等の降雪の態様の変化・除排雪の担い手不足の危機的な状況等 <p>積雪による条件不利性がもたらす課題を克服し、豪雪地帯の魅力を生かした地域振興を推進</p> <p>「基本理念」の創設</p> <ul style="list-style-type: none">○国土強靭化を踏まえた克雪対策の充実 雪に強く安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現○親雪・利雪の推進 雪国の自然的特性、固有の文化を生かした取組を推進○地域の特性を尊重 地方公共団体や地域住民の意見を施策に反映○豪雪地帯の理解促進 平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知 <p>重点に「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」を新設</p> <ul style="list-style-type: none">○冬期交通確保のための除排雪事業者の確保<ul style="list-style-type: none">・建設業の担い手確保・除雪機械の更新への配慮・適切な経費の計上○共助除排雪体制の整備<ul style="list-style-type: none">・除排雪の体制整備と安全の確保・交付金の交付その他の措置 <p>重点に「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」を新設</p> <ul style="list-style-type: none">○親雪を通した文化育成及び交流促進<ul style="list-style-type: none">・雪国文化の形成、景観の創造・保全・雪国の特性を生かした交流の展開○利雪を通した地域の振興<ul style="list-style-type: none">・雪冷熱エネルギーの利活用・雪の多様な利活用	

(2) 福井県雪害予防対策実施計画

■策定年月	令和6年度
■計画の目的	
本計画は、福井県地域防災計画（雪害対策編）第2章第8節「「福井県雪害予防対策実施計画」の作成」に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、県民に対して雪害予防意識の啓発を実施することにより、県民の日常生活および社会経済活動の安定に寄与することを目的としています。	
■計画の期間	
令和6年12月1日から令和7年3月31日までとします。	
■主な対策内容	
<ul style="list-style-type: none">●気象業務：降雪量・積雪量の自動観測、地域別予報の発表（1日2回）●交通：除雪体制の確立、通行規制、冬用タイヤ・チェーン装着指導●情報連携：関係機関間の情報収集・共有体制の強化●通信・電力：通信網・電力供給の維持と復旧体制の整備●農林水産業：農作物・施設の雪害対策、被害時の支援体制●文教・保健福祉：学校の安全確保、医療・福祉施設の対応強化●住宅・消防：雪下ろし支援、火災予防、避難体制の整備●孤立・物資輸送：孤立集落の予防、緊急物資の輸送体制●住民協力・要配慮者支援：地域住民の協力体制、要配慮者への支援強化●調査研究・庁内体制：雪害に関する調査研究、庁内の対応体制の整備	
■雪下ろし対策	
<ol style="list-style-type: none">1. 高齢者・要配慮者への支援体制<ul style="list-style-type: none">・地域住民、ボランティア、建設業者などによる雪下ろし支援活動の促進。・市町が中心となり、支援対象者の把握とマッチング体制を構築。・除雪作業に必要な資機材の貸与や補助制度の活用。2. 安全対策の啓発<ul style="list-style-type: none">・雪下ろし中の事故（転落・窒息など）を防ぐため、安全器具の使用（命綱・ヘルメット等）を推奨。・作業前の体調確認や複数人での作業の励行を呼びかけ。・広報や地域講習会を通じて、安全マニュアルの周知。3. 住宅周辺の除雪支援<ul style="list-style-type: none">・雪下ろし後の雪の排出先確保や、通路の確保による孤立防止。・地域の除雪ボランティアとの連携による生活動線の維持。4. 事故発生時の対応体制<ul style="list-style-type: none">・除雪作業中の事故に備え、消防・救急との連携体制を強化。・除雪支援活動の記録・報告を通じて、次年度以降の改善に活用。	

(3) 福井県道路雪対策基本計画

■策定年月	令和6年度
■計画の目的	
<p>本計画は、冬期間における主要道路の交通を確保するなど、雪に強い道路づくりを進めるための必要な事項を定めることを目的としています。</p>	
■計画の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●除雪体制の強化：除雪機械の増強、最重点除雪路線の拡充、消雪施設の整備 ●情報提供：道路カメラ・情報板の設置、冬期道路情報連絡室の運用 ●連絡体制：福井県除雪対策本部・道路雪害対策本部の設置、関係機関との連携 ●渋滞対策：予防的通行規制、広域迂回ルートの確保、テレワーク推進 ●広報活動：出控え要請、除雪協力の呼びかけ、住民向け安全啓発 	
■主な取り組み	
<ol style="list-style-type: none"> ①北陸自動車道・国道8号・中部縦貫道など幹線道路の除雪体制強化 ②市町管理道路における消雪施設の新規整備 ③「みどりのスコップひとかき運動」など歩道・バス停の早期除雪 ④除雪作業支援システム導入による、応援除雪等におけるオペレータの除雪作業の効率化 	
■最重点・重点除雪路線網図	

(4) 第二次永平寺町総合振興計画 後期基本計画

■策定年月	令和5年3月
■計画の目的	
<p>本計画は、町政運営の最も基本となる計画として、長期的な展望に基づき、将来目標と各分野の施策方針を明示するとともに、町の将来像の実現に向けて、地域資源を活かしながら、SDGs や Society5.0 などの新たな視点を取り入れ、持続可能性と柔軟性を備えた行政運営を目指すことを目的としています。</p>	
■計画の期間	
平成29年度から令和8年度までの10ヵ年	
■まちの将来像	
未来を創る めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ	
■基本目標	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり (2) 健康で心がふれあうやさしいまちづくり (3) 安心して安全に暮らせるまちづくり (4) 地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり (5) 快適でうるおいのある美しいまちづくり (6) 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり (7) 健全な財政運営に向けて 	
■第2期スマイルプロジェクト（連携プロジェクト）	
<p>総合振興計画 後期基本計画 4つのスマイルプロジェクト</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>スマイル目標1 子育て支援プロジェクト</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>スマイル目標2 雇用創出プロジェクト</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>スマイル目標3 移住・定住・交流 プロジェクト</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>スマイル目標4 魅力ある地域づくり プロジェクト</p> </div> </div>	<p>第2期総合戦略 4つの基本目標</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>基本目標1 永平寺町の地域特性を 活かした、結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>基本目標2 永平寺町の地域資源を 活用した安定雇用を創出する</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>基本目標3 永平寺町への 新しい人の流れをつくる</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>基本目標4 永平寺町の未来を見据えた、 生活しやすい（生活に便利な） まちをつくる</p> </div> </div>

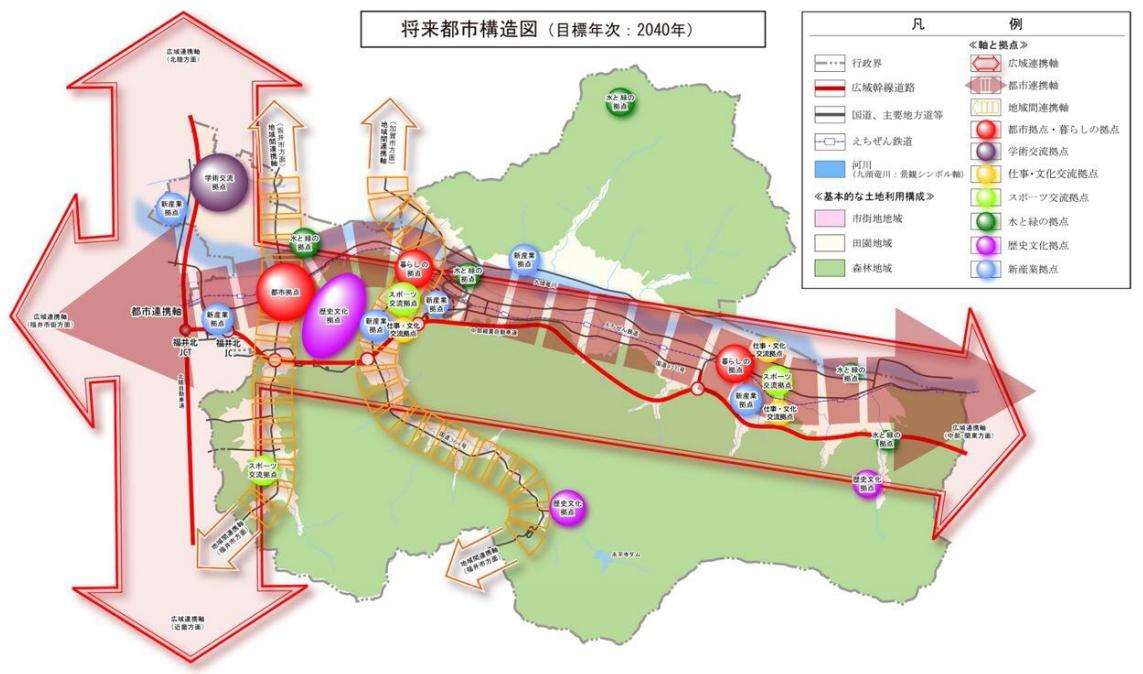
(5) 永平寺町地域防災計画

■策定年月	令和6年3月								
■計画の目的									
<p>本計画は、災害対策基本法〔昭和36年（1960年）法律第223号〕第42条及び原子力災害対策特別措置法〔平成11年（1999年）法律第156号、以下「原災法」という。〕の規定に基づき、本町に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。</p>									
■計画の構成									
本 編	1 総則	計画の方針や防災ビジョン、防災関係機関の実施責任、被害想定などについて定めています。							
	2 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。							
	3 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。							
	4 災害復旧計画	災害発生後の復旧や復興の取組について定めています。							
資料編									
条例や基準、各種データ、様式、用語説明などを記載しています。									
■防災ビジョンと目標									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災ビジョン</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に強い都市基盤づくり</td><td>道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実</td></tr> <tr> <td>災害に強い防災体制づくり</td><td>突発的災害にも即座に対応できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受け入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進</td></tr> <tr> <td>地域特性による防災上の課題克服</td><td>土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実</td></tr> </tbody> </table>		防災ビジョン	目標	災害に強い都市基盤づくり	道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実	災害に強い防災体制づくり	突発的災害にも即座に対応できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受け入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進	地域特性による防災上の課題克服	土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実
防災ビジョン	目標								
災害に強い都市基盤づくり	道路の整備推進と代替路線の確保 橋梁の安全性確保 河川の治水対策事業の促進 建築物の耐震化・耐火化促進および住宅地における防災対策の充実								
災害に強い防災体制づくり	突発的災害にも即座に対応できる応急対策活動体制の確立 民間ボランティアや、広域応援の受け入れ体制の確立 町内自主防災組織の育成、援助 住民との連携による災害時要援護者対策の推進								
地域特性による防災上の課題克服	土砂災害対策の推進 孤立化対策の推進 避難活動体制の整備充実								
■雪害予防計画（家屋対策）									
<p>屋根雪荷重等による家屋倒壊を防止するため、以下の対策を講じることが位置づけられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 克雪住宅の普及促進 イ. 既存住宅等の屋根融雪装置設置等による克雪化 ウ. 共同雪処理施設の整備 エ. 一人暮らし老人世帯等への屋根雪下ろし費用の助成 オ. 屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発 									

(6) 永平寺町国土強靭化地域計画

■策定年月	令和3年10月																																																																								
■計画の目的																																																																									
本計画は、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、基本法という。)の趣旨を踏まえ、どのような災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも住み続けられる「強靭な地域」をつくりあげることを目的としています。																																																																									
■計画の期間																																																																									
計画策定後おおむね5年																																																																									
■強靭化の目標																																																																									
<p>(1) 基本目標</p> <p>①人命の保護が最大限に図られる。</p> <p>②町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。</p> <p>③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。</p> <p>④災害発生後の迅速な復旧、復興を可能にする。</p>																																																																									
<p>(2) 事前に備えるべき目標</p> <p>① 人命の保護</p> <p>② 救助・救急、医療活動の迅速な対応</p> <p>③ 行政機能の確保</p> <p>④ 情報通信機能・情報サービスの確保</p> <p>⑤ 経済活動の維持</p> <p>⑥ ライフライン(電気、上下水道、燃料、交通網等)の確保</p> <p>⑦ 二次災害の防止</p> <p>⑧ 地域社会・経済の迅速な再建・回復</p>																																																																									
■施策体系																																																																									
<p>■永平寺町国土強靭化地域計画におけるリスクシナリオ・施策体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)</th> <th>リスクシナリオを回避するための施策(プログラム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1-1) 大規模地震による建物等の崩壊や火災による死者の発生</td> <td>住宅・建物等の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/底避難計画の充実/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自生防災組織活動の支援強化 【文部科学省】学校施設設備改修交付金 【厚生労働省】社会福祉施設等整備費補助金 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改修事業 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊</td> <td>滑雪設施の整備/雪面の点検・調査、更新/除雪等の計画的管理/除雪機動力の維持・強化/雪崩危険立家の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】雪面除雪機道路整備事業 【国土交通省】道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】除雪機械購入 【国土交通省】空気式除雪機総合支援事業</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1-3) 防止気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</td> <td>計画的河川改修・浚渫の実施/洪水ハイヤードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(1-4) 大規模な土砂災害による多数の死者の発生</td> <td>土砂災害警戒区域の河川の周辺・土砂災害危険区域の周辺・砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】治山整備</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生</td> <td>情報伝達体制の強化/避難行動の促進/避難時要配慮者避難支援の強化 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」) 【環境省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止</td> <td>施設の耐震化等/災害時石炭搬入の推進/非常用食料品の確保/非常用食器の確保/供給体制の構築/整備・棧橋等の整備/生活必需品の確保 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(2-2) 避難所の運営機能喪失・長期化に伴う避難所生活を強いられる事態</td> <td>指定避難所の運営体制の強化/避難所の運営・運営マニュアルの策定/ハリケンフリーの推進/洋式便器や多目的トイレ設備を推進</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(2-3) 多数かつ長期にわたる底立場等の河川発生</td> <td>緊急経路の整備/狭い小道の整備/緊急車両ハイヤードマップの整備 【国土交通省】防災・安全部立場等整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(2-4) 火災等による医療機関の機能喪失や避難所等における疫病・感染症の大規模発生</td> <td>災害時の火災対策/医療機関及び患者様等の体制強化/災害時石炭搬入の推進/下水道設備の維持管理・耐震化・延焼対策等による衛生管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下</td> <td>業務運営体制の確保/災害対応手帳の作成・自主防災組織等が中心となった避難訓練の実施/自主防災組織における防災資機材の整備/防災士資格取得の推進/受援体制の確保/防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>(4-1) 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止</td> <td>防災情報の収集の機能強化/災害対応手帳の作成等の確保/防災行動規範等による避難情報等の伝達 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態</td> <td>事業所の耐震化・業務運営計画の策定/インフラの災害対策/震防・震害水利施設等の適切な保全管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【農林水産省】農業水路等整備化・防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】多面的機能支払交付金</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止</td> <td>ライフライン事業者の防災体制の強化/ライフライン事業者の連携による緊急避難体制の強化/非常用電源設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</td> <td>上水道施設の整備化等/応急給水体制の整備/非常用電源設備の整備/非常用配管の更新/上水道業務運営計画の適切な運用/復旧用配管材料の確保 下水道設備被災計画の適切な運用/施設(管路)の維持管理・整備化等/非常用電源設備の整備</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>(6-3) 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止</td> <td>【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(6-4) 交通ネットワークの機能停止</td> <td>道路・架橋等の整備/長寿命化計画による定期的更新/非常用電源設備等の更新/非常用電源設備の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(7-1) 街街並みの大規模災害の発生</td> <td>空き家の除戻し・活用推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防施設の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【経済省】緊急消防援助隊設置整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>(7-2) ダム、ため池、貯留施設の損傷・機能不全による二次災害の発生</td> <td>砂防ダム等の治山整備計画/森林の適正管理</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>(7-3) 伝統物等の大規模落成・流出</td> <td>危険物貯蔵施設の緊急点検の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>(7-4) 農地・森林等の荒廃による被災の拡大</td> <td>間伐や植林等の森林整備支援/森林水利施設の長寿化計画の推進 【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】農業水利施設保全整備費補助金 【農林水産省】農業被害防止整備対策交付金</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</td> <td>災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の収量見通しの候補地選定/災害廃棄物処理の窓口体制の確立</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>(8-2) 道路等の整備・運営機関等との連携による復旧・復興が大幅に遅れる事態</td> <td>道路・橋梁等の整備/道路開計画の策定/地元企業の業務連絡計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保 【国土交通省】地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</td> <td>地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table>		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するための施策(プログラム)	1	(1-1) 大規模地震による建物等の崩壊や火災による死者の発生	住宅・建物等の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/底避難計画の充実/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自生防災組織活動の支援強化 【文部科学省】学校施設設備改修交付金 【厚生労働省】社会福祉施設等整備費補助金 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改修事業 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金	2	(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊	滑雪設施の整備/雪面の点検・調査、更新/除雪等の計画的管理/除雪機動力の維持・強化/雪崩危険立家の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】雪面除雪機道路整備事業 【国土交通省】道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】除雪機械購入 【国土交通省】空気式除雪機総合支援事業	3	(1-3) 防止気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	計画的河川改修・浚渫の実施/洪水ハイヤードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立	4	(1-4) 大規模な土砂災害による多数の死者の発生	土砂災害警戒区域の河川の周辺・土砂災害危険区域の周辺・砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】治山整備	5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生	情報伝達体制の強化/避難行動の促進/避難時要配慮者避難支援の強化 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」) 【環境省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金	6	(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止	施設の耐震化等/災害時石炭搬入の推進/非常用食料品の確保/非常用食器の確保/供給体制の構築/整備・棧橋等の整備/生活必需品の確保 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助	7	(2-2) 避難所の運営機能喪失・長期化に伴う避難所生活を強いられる事態	指定避難所の運営体制の強化/避難所の運営・運営マニュアルの策定/ハリケンフリーの推進/洋式便器や多目的トイレ設備を推進	8	(2-3) 多数かつ長期にわたる底立場等の河川発生	緊急経路の整備/狭い小道の整備/緊急車両ハイヤードマップの整備 【国土交通省】防災・安全部立場等整備費補助金	9	(2-4) 火災等による医療機関の機能喪失や避難所等における疫病・感染症の大規模発生	災害時の火災対策/医療機関及び患者様等の体制強化/災害時石炭搬入の推進/下水道設備の維持管理・耐震化・延焼対策等による衛生管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助	10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下	業務運営体制の確保/災害対応手帳の作成・自主防災組織等が中心となった避難訓練の実施/自主防災組織における防災資機材の整備/防災士資格取得の推進/受援体制の確保/防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金	11	(4-1) 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	防災情報の収集の機能強化/災害対応手帳の作成等の確保/防災行動規範等による避難情報等の伝達 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」)	12	(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態	事業所の耐震化・業務運営計画の策定/インフラの災害対策/震防・震害水利施設等の適切な保全管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【農林水産省】農業水路等整備化・防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】多面的機能支払交付金	13	(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止	ライフライン事業者の防災体制の強化/ライフライン事業者の連携による緊急避難体制の強化/非常用電源設備等の確保	14	(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設の整備化等/応急給水体制の整備/非常用電源設備の整備/非常用配管の更新/上水道業務運営計画の適切な運用/復旧用配管材料の確保 下水道設備被災計画の適切な運用/施設(管路)の維持管理・整備化等/非常用電源設備の整備	15	(6-3) 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金	16	(6-4) 交通ネットワークの機能停止	道路・架橋等の整備/長寿命化計画による定期的更新/非常用電源設備等の更新/非常用電源設備の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助	17	(7-1) 街街並みの大規模災害の発生	空き家の除戻し・活用推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防施設の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【経済省】緊急消防援助隊設置整備費補助金	18	(7-2) ダム、ため池、貯留施設の損傷・機能不全による二次災害の発生	砂防ダム等の治山整備計画/森林の適正管理	19	(7-3) 伝統物等の大規模落成・流出	危険物貯蔵施設の緊急点検の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築	20	(7-4) 農地・森林等の荒廃による被災の拡大	間伐や植林等の森林整備支援/森林水利施設の長寿化計画の推進 【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】農業水利施設保全整備費補助金 【農林水産省】農業被害防止整備対策交付金	21	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の収量見通しの候補地選定/災害廃棄物処理の窓口体制の確立	22	(8-2) 道路等の整備・運営機関等との連携による復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路・橋梁等の整備/道路開計画の策定/地元企業の業務連絡計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保 【国土交通省】地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等整備費補助金	23	(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金
リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するための施策(プログラム)																																																																							
1	(1-1) 大規模地震による建物等の崩壊や火災による死者の発生	住宅・建物等の耐震化/避難所や災害対策拠点の耐震化/ライフライン関連施設の耐震化/底避難計画の充実/木造住宅耐震診断事業の充実/再生可能エネルギー等の導入/自生防災組織活動の支援強化 【文部科学省】学校施設設備改修交付金 【厚生労働省】社会福祉施設等整備費補助金 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業 【国土交通省】社会資本整備総合交付金 公営住宅等ストック総合改修事業 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金																																																																							
2	(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊	滑雪設施の整備/雪面の点検・調査、更新/除雪等の計画的管理/除雪機動力の維持・強化/雪崩危険立家の解体支援/燃料・食料品の円滑供給の強化 【国土交通省】雪面除雪機道路整備事業 【国土交通省】道路メンテナンス事業補助金 【国土交通省】除雪機械購入 【国土交通省】空気式除雪機総合支援事業																																																																							
3	(1-3) 防止気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	計画的河川改修・浚渫の実施/洪水ハイヤードマップの活用周知/災害時要配慮者避難支援体制の確立																																																																							
4	(1-4) 大規模な土砂災害による多数の死者の発生	土砂災害警戒区域の河川の周辺・土砂災害危険区域の周辺・砂防ダム等の土砂災害対策/森林の適正管理 【農林水産省】治山整備																																																																							
5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生	情報伝達体制の強化/避難行動の促進/避難時要配慮者避難支援の強化 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」) 【環境省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金																																																																							
6	(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止	施設の耐震化等/災害時石炭搬入の推進/非常用食料品の確保/非常用食器の確保/供給体制の構築/整備・棧橋等の整備/生活必需品の確保 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助																																																																							
7	(2-2) 避難所の運営機能喪失・長期化に伴う避難所生活を強いられる事態	指定避難所の運営体制の強化/避難所の運営・運営マニュアルの策定/ハリケンフリーの推進/洋式便器や多目的トイレ設備を推進																																																																							
8	(2-3) 多数かつ長期にわたる底立場等の河川発生	緊急経路の整備/狭い小道の整備/緊急車両ハイヤードマップの整備 【国土交通省】防災・安全部立場等整備費補助金																																																																							
9	(2-4) 火災等による医療機関の機能喪失や避難所等における疫病・感染症の大規模発生	災害時の火災対策/医療機関及び患者様等の体制強化/災害時石炭搬入の推進/下水道設備の維持管理・耐震化・延焼対策等による衛生管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助																																																																							
10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大規模低下	業務運営体制の確保/災害対応手帳の作成・自主防災組織等が中心となった避難訓練の実施/自主防災組織における防災資機材の整備/防災士資格取得の推進/受援体制の確保/防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金																																																																							
11	(4-1) 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	防災情報の収集の機能強化/災害対応手帳の作成等の確保/防災行動規範等による避難情報等の伝達 【経済省】無線システム開発・支援事業(「公衆無線LAN接続整備支援事業」)																																																																							
12	(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態	事業所の耐震化・業務運営計画の策定/インフラの災害対策/震防・震害水利施設等の適切な保全管理 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【農林水産省】農業水路等整備化・防災対応手帳の作成による非常用電源設備等の確保 【環境省】多面的機能支払交付金																																																																							
13	(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止	ライフライン事業者の防災体制の強化/ライフライン事業者の連携による緊急避難体制の強化/非常用電源設備等の確保																																																																							
14	(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設の整備化等/応急給水体制の整備/非常用電源設備の整備/非常用配管の更新/上水道業務運営計画の適切な運用/復旧用配管材料の確保 下水道設備被災計画の適切な運用/施設(管路)の維持管理・整備化等/非常用電源設備の整備																																																																							
15	(6-3) 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助 【環境省】二酸化炭素排出抑制対策整備費補助金																																																																							
16	(6-4) 交通ネットワークの機能停止	道路・架橋等の整備/長寿命化計画による定期的更新/非常用電源設備等の更新/非常用電源設備の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち避難事業・防災・安全・交付金・避難整備費補助																																																																							
17	(7-1) 街街並みの大規模災害の発生	空き家の除戻し・活用推進/住宅用火災警報器の適切な更新/消防車両・消防施設の年次的更新、維持管理/消防団等の活動強化 【経済省】緊急消防援助隊設置整備費補助金																																																																							
18	(7-2) ダム、ため池、貯留施設の損傷・機能不全による二次災害の発生	砂防ダム等の治山整備計画/森林の適正管理																																																																							
19	(7-3) 伝統物等の大規模落成・流出	危険物貯蔵施設の緊急点検の実施体制化/危険物貯蔵施設への立入検査の実施/緊急連絡体制の構築																																																																							
20	(7-4) 農地・森林等の荒廃による被災の拡大	間伐や植林等の森林整備支援/森林水利施設の長寿化計画の推進 【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 【農林水産省】農村地域防災減災事業費補助 【農林水産省】農業水利施設保全整備費補助金 【農林水産省】農業被害防止整備対策交付金																																																																							
21	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の整備/災害廃棄物の収量見通しの候補地選定/災害廃棄物処理の窓口体制の確立																																																																							
22	(8-2) 道路等の整備・運営機関等との連携による復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路・橋梁等の整備/道路開計画の策定/地元企業の業務連絡計画作成の支援/建設関係技術者の人材確保 【国土交通省】地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 【文化庁】国宝重要文化財等整備費補助金																																																																							
23	(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地盤整備費負担金 【国土交通省】地盤整備費整備費補助金																																																																							

(7) 永平寺町都市計画マスターplan

■策定年月	令和4年6月																				
■計画の目的																					
<p>本計画は、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、永平寺町総合振興計画などを踏まえて、永平寺町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定め町における都市づくりの総合的な指針とすることを目的としています。</p>																					
■計画の期間																					
2022年から2041年の約20年間（10年後の2031年に中間見直し）																					
■将来都市像																					
心ふれあい 人つながる 「住み続けたい」 緑のまち																					
■基本目標																					
<p>目標1 活力とにぎわいを創出する多様な拠点の形成</p> <p>目標2 交流を支える軸の形成</p> <p>目標3 快適で暮らしやすい質の高い市街地の形成</p> <p>目標4 豊かな自然環境との共生</p>																					
■将来都市構造																					
 <p>将来都市構造図（目標年次：2040年）</p> <p>例</p> <table border="1"> <tr> <td>行政界</td> <td>広域連携軸</td> </tr> <tr> <td>広域幹線道路</td> <td>都市連携軸</td> </tr> <tr> <td>国道、主要地方道等</td> <td>地域間連携軸</td> </tr> <tr> <td>えちぜん鉄道</td> <td>都市拠点・暮らしの拠点</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>学術交流拠点</td> </tr> <tr> <td>（大頭龍川：景観シンボル軸）</td> <td>仕事・文化交流拠点</td> </tr> <tr> <td>（基本的な土地利用構成）</td> <td>スポーツ交流拠点</td> </tr> <tr> <td>市街地域</td> <td>水と緑の拠点</td> </tr> <tr> <td>田園地域</td> <td>歴史文化拠点</td> </tr> <tr> <td>森林地域</td> <td>新産業拠点</td> </tr> </table>		行政界	広域連携軸	広域幹線道路	都市連携軸	国道、主要地方道等	地域間連携軸	えちぜん鉄道	都市拠点・暮らしの拠点	河川	学術交流拠点	（大頭龍川：景観シンボル軸）	仕事・文化交流拠点	（基本的な土地利用構成）	スポーツ交流拠点	市街地域	水と緑の拠点	田園地域	歴史文化拠点	森林地域	新産業拠点
行政界	広域連携軸																				
広域幹線道路	都市連携軸																				
国道、主要地方道等	地域間連携軸																				
えちぜん鉄道	都市拠点・暮らしの拠点																				
河川	学術交流拠点																				
（大頭龍川：景観シンボル軸）	仕事・文化交流拠点																				
（基本的な土地利用構成）	スポーツ交流拠点																				
市街地域	水と緑の拠点																				
田園地域	歴史文化拠点																				
森林地域	新産業拠点																				

第1章 雪対策の現状等

1-1. 永平寺町の概況

(1) 自然的条件

1) 位置、地勢

永平寺町（以下「本町」と言います。）は、福井平野の東端に位置し、東は勝山市、西は福井市、北は坂井市に接しています。

東西約15.5km、南北約10.5km、総面積94.43km²であり、町内には県内最大の一級河川「九頭竜川」が中央を流れています。

九頭竜川と並行して国道416号とえちぜん鉄道が走っており、西部には北陸自動車道が通るとともに福井北ICが近くに位置しています。

また中部縦貫自動車道の整備も進められ、交通の要衝となっています。

曹洞宗大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群など多くの歴史的資源のほかにも、福井大学医学部や福井県立大学などの学術研究機関も立地し、学園のまちとしての先進性も備えています。



図. 本町の位置

2) 気象

本町の山王地区における2014年から2024年の累積降雪量と最大積雪深を見ると、年によりばらつきがある中、2014(平成26)年度、2017(平成29)年度、2020(令和2)年度が他の年度に比べともに多く（深く）なっています。

平成30年豪雪及び令和3年豪雪の影響や山王地区という立地特性が関係しているものと考えられます。

また、同じく当該年度の11月～3月の平均気温を見ると、おおむね3℃～5℃となっています。

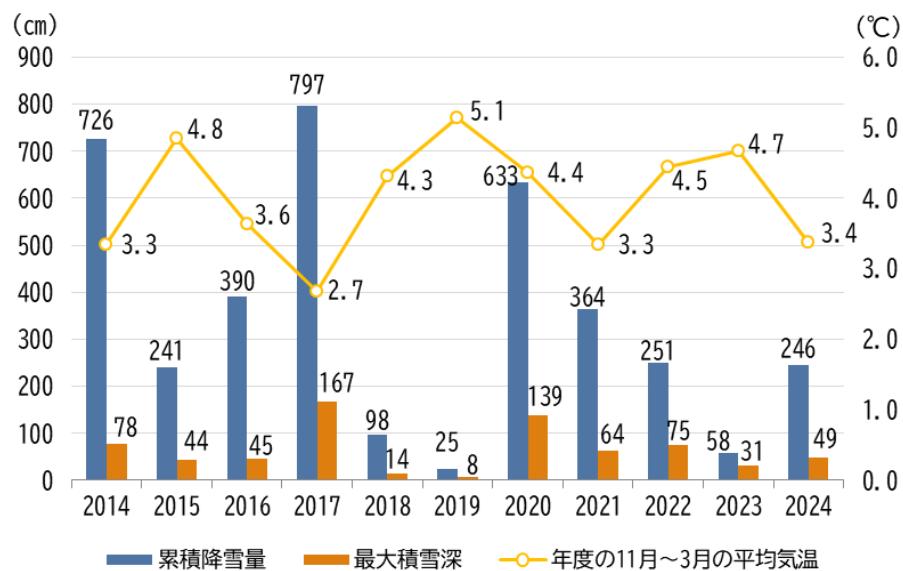


図. 本町（山王地区）の累積降雪量・最大積雪深、平均気温の推移

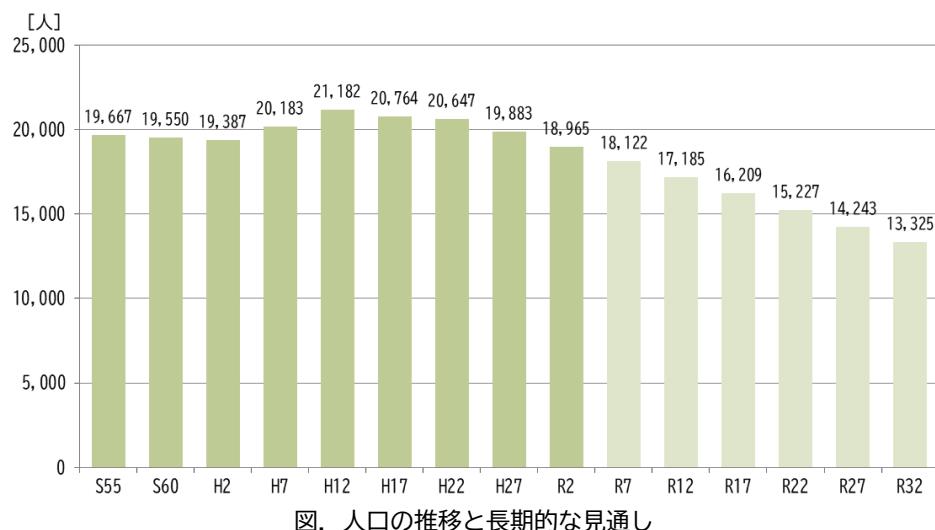
[資料：永平寺町防災安全課]

1-2. 人口

(1) 人口の推移と長期的な見通し

国勢調査による本町の人口は、平成12(2000)年をピークに減少しており、令和2(2020)年では18,965人となっています。

また将来の人口推計結果を見ても、減少傾向は継続し、25年後の令和32(2050)年には約3割減少し13,325人になると推計されています。

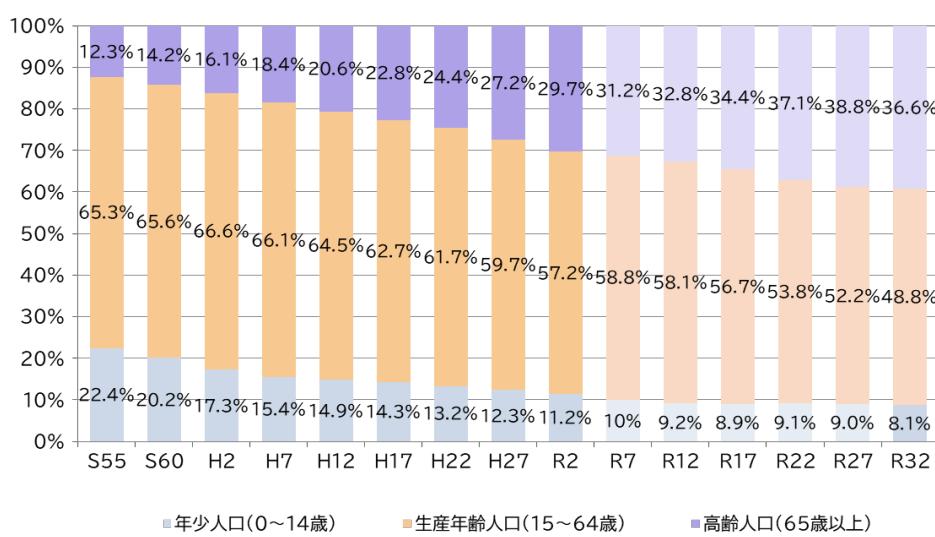


[資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所]

(2) 年齢3区分人口

本町の年齢3区分別人口は、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）がともに減少し続けている一方で、老人人口（65歳以上）は増加しており、少子化と高齢化が同時に進んでいます。

将来的にもおおむねその傾向は継続し、相対的に高齢者の占める割合が大きくなり、令和32(2050)年には高齢化率が約4割近くになると推計されます。



[資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所]

[資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所]

(3) 年齢別人口

令和7年8月時点における本町の年齢別人口を見ると、ピラミッドの上部（高齢層）が膨らみ、若年層が細くなっている「壺型」や「逆ピラミッド型」に近くなっています。

0～14歳の層が相対的に少なく、特に10代後半～20代前半の層が都市部（福井市・金沢市・関西圏など）へ進学・就職で流出していることが大きな要因と考えられます。

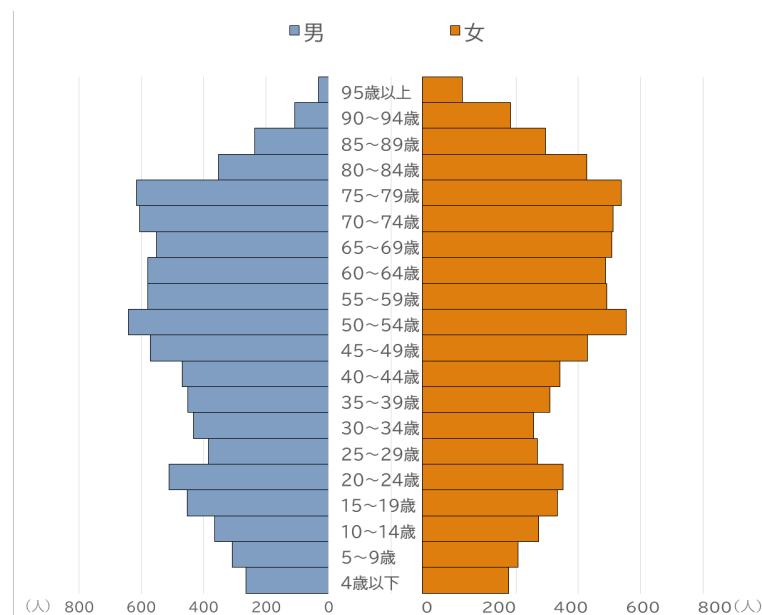


図. 年齢別人口

[資料：住民基本台帳（令和7年8月現在）]

(4) 地区別人口・世帯数

令和7(2025)年8月現在における本町の地区別人口・世帯数を見ると、ともに松岡地区が最も多く、人口・世帯数ともに町全体の約6割近くを占めています。

次いで永平寺地区が人口が約28%、世帯数が約27%となっており、最も少ないのが上志比地区で人口が約15%、世帯数が約14%となっています。

松岡地区への人口集中が顕著となっています。

表. 地区別人口・世帯

地区	人口(人)	構成比	世帯数(世帯)	構成比
松岡地区	9,959	56.9%	3,922	58.8%
永平寺地区	4,879	27.9%	1,799	27.0%
上志比地区	2,652	15.2%	949	14.2%
計	17,490	100.0%	6,670	100.0%



図. 地区別人口構成比

[資料：住民基本台帳（令和7年8月現在）]

(5) 要援護世帯（標本調査）

本方針検討に際し実施した「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」より、非克雪住宅に住む高齢者のみ世帯など、いわゆる克雪に対する要援護世帯数を把握しました。

下表に示すように、各世代の中で、単身・夫婦のみの世帯を抽出し、それと克雪住宅か否かを聞いた設問とクロス集計した結果からは、60歳以上の高齢者単身・夫婦のみ世帯で非克雪住宅の世帯=要援護世帯は201世帯あり、全世帯に占める割合は約64%に及びます。

一方融雪式住宅等の克雪住宅に住む60歳以上の単身・夫婦のみの世帯は、全体の約26%となっています。

若い世代に比べ要援護世帯の方が、克雪住宅である数が多くなっているものの、全体的には要援護世帯における雪対策が脆弱な状況です。

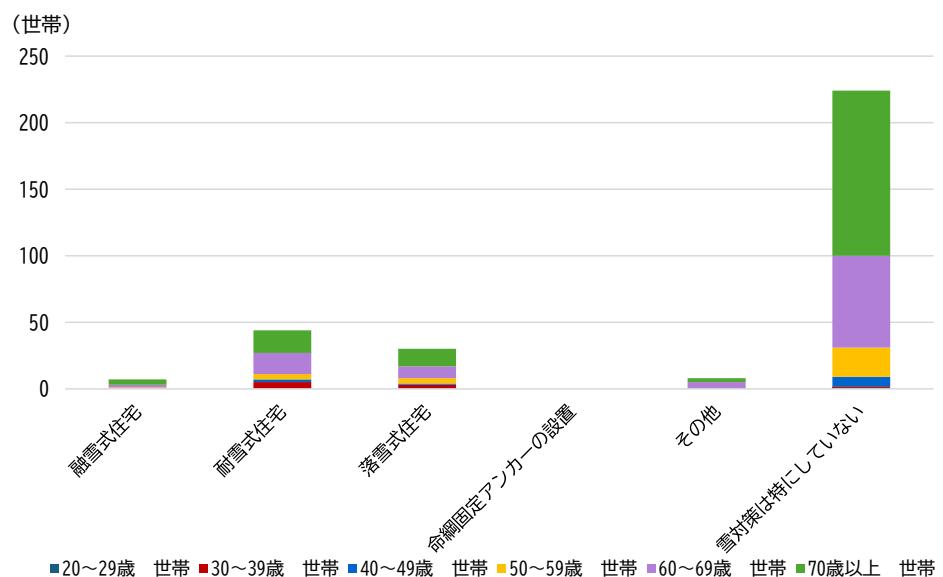


図. 年齢区分別単身・夫婦のみ世帯の克雪住宅等の対策状況

表. 年齢区分別単身・夫婦のみ世帯の克雪住宅等の対策状況

年齢区分	単身・夫婦のみの世帯						計	
	克雪住宅			非克雪住宅				
	融雪式住宅	耐雪式住宅	落雪式住宅	命綱固定アンカーの設置	その他	雪対策は特にしていない		
20～29歳	0	0	0	0	0	1	1	
30～39歳	0	5	3	0	0	1	9	
40～49歳	0	2	1	0	0	7	10	
50～59歳	1	4	4	0	0	22	31	
60～69歳	2	16	9	0	5	69	101	
70歳以上	4	17	13	0	3	124	161	
高齢者（60歳以上）	6	33	22	0	8	193	262	
	克雪住宅計			非克雪住宅計				
	割合			割合				
各世帯合計	7	44	30	0	8	224	313	

[資料：永平寺町克雪に係るアンケート調査]

1 – 3. 雪に関する現状

(1) 降雪災害

年間の降雪量は地域的な差はありますが、例年かなりの積雪が見られ、度々大雪・豪雪に見舞われ、その度に人的被害や建物の被害が発生しています。

近年では平成30(2018)年豪雪、令和3(2021)年豪雪による被害が記憶に新しいところです。

表. 平成30年大雪災害の状況

	発生地区	月日	男女別年齢	傷病程度	状況
人的被害	谷口	2月6日	71歳男性	軽症	交通停滞中の救急搬送
	栗住波	2月7日	75歳女性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡末政	2月11日	44歳男性	中等症	屋根雪下ろし中に転落
	上浄法寺	2月14日	80歳女性	軽症	落雪による負傷
	松岡室	2月18日	79歳男性	死亡	屋根雪下ろし中に転落
	発生地区	月日	状況		
建物被害	松岡春日2	2月7日	織物工場の一部が雪の重みで倒壊したもの		
	花谷	2月12日	車庫が雪の重みで倒壊したもの（一人暮らし宅）		
	東古市	2月15日	小屋が雪の重みで倒壊したもの（一人暮らし宅）		

〔資料：平成30年豪雪災害の記録（永平寺町雪害対策本部）〕

表. 令和3年大雪災害の状況

	発生地区	月日	男女別年齢	傷病程度	状況
人的被害	鳴鹿山鹿	1月9日	67歳男性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡領家	1月9日	0歳男性	軽症	高速道路で渋滞中の救急搬送
	松岡上合月	1月10日	62歳女性	軽症	除雪作業中の負傷
	松岡春日3	1月11日	8歳女性	中等症	転落による負傷
	松岡神明3	1月15日	69歳男性	中等症	転倒による負傷
	花谷	1月15日	93歳女性	軽症	転倒による負傷
	松岡松ヶ原2	1月21日	42歳男性	軽症	転倒による負傷
	発生地区	月日	状況		
建物被害	東古市	1月11日	積雪によるカーポート倒壊		
	松岡末政	1月11日	積雪によるカーポート倒壊		
	松岡志比堺	1月11日	積雪による空き工場の一部が倒壊		

〔資料：令和3年大雪災害の記録（永平寺町雪害対策本部）〕

表. 福井県内の被害状況

	人的被害				住宅被害				
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
平成18年豪雪	14	0	36	126	1	2	46	0	2
平成30年豪雪	12	0	26	95	1	5	438	0	7
令和3年豪雪	6	0		91	2	1	61	2	14

〔資料：永平寺町地域防災計画〕

(2) 人的被害

1) 年代別人的被害件数

本町の平成28(2016)年度から令和7(2025)年度にかけての人的被害の推移を見ると、町全体の累計は33名となっています。

年ごとに見ると、最も多いのは令和3(2021)年度が8名と最も多く、次いで平成30(2018)年度、と令和7(2025)年度が6名となっており、平成30年豪雪、令和3年豪雪が大きく影響しているものと考えられます。

年代別に見ると、80代以上が13名と最も多くなっているほか、60代、70代も7名と他の年代に比べ多くなっており、60代以上の被害者数が全体の8割以上を占めています。

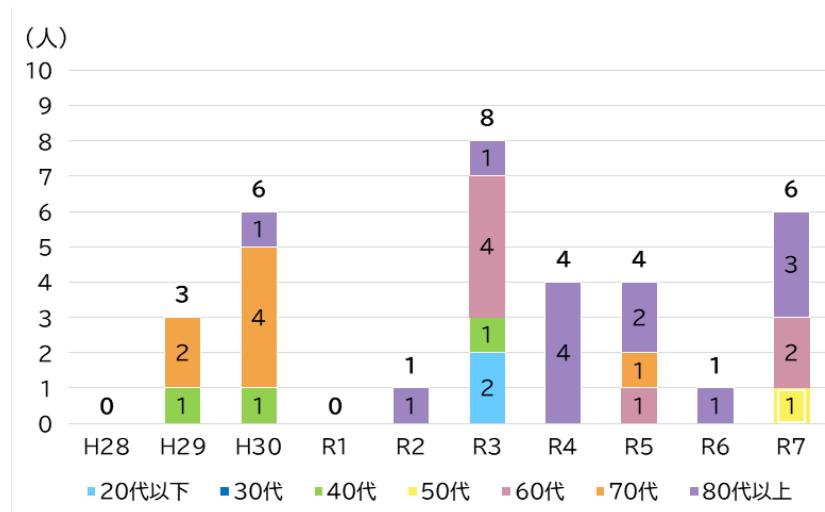


図. 人的被害の年次別件数

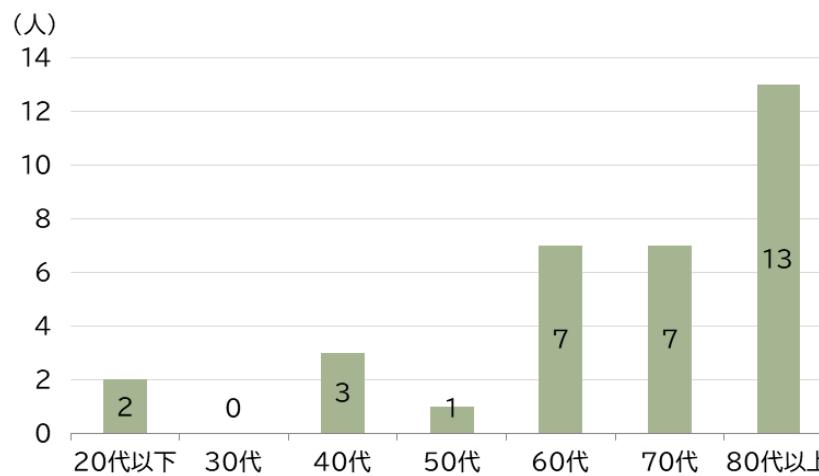


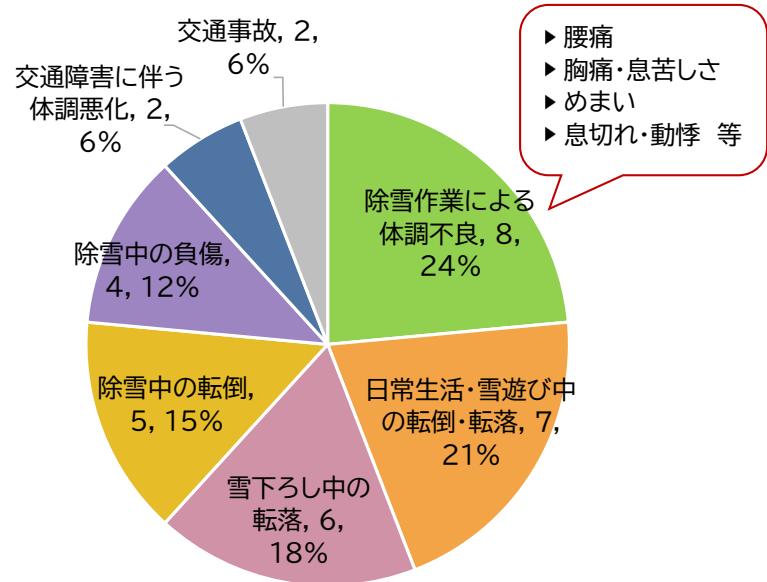
図. 年代別人的被害 (H28～R7 累計)

[資料：永平寺町防災安全課]

2) 人的被害の内容

本町の平成29(2017)年から令和7(2025)年にかけての人的被害の内容を見ると、腰痛やめまいなど「除雪作業による体調不良」が最も多く全体の24%となっています。

次いで、「日常生活・雪遊び中の転倒・転落」が21%、「雪下ろし中の転落」が18%となっています。



[資料：永平寺町防災安全課]

(3) 克雪住宅等

1) 克雪住宅及び非克雪住宅戸数等（標本調査）

本方針検討に際し実施した「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」より、克雪住宅戸数（率）及び非克雪住宅戸数（率）を把握しました。

標本数（回答者数）1,035件のうち、克雪住宅は全体の約28%、非克雪住宅は全体の約74%となっており、非克雪住宅率の高さが目立っています。

また、雪下ろし時の安全確保に有効な命綱固定アンカーを設置している住宅の割合は、全体のわずか0.8%、非克雪住宅に対しては約1.0%と非常に低い値となっています。

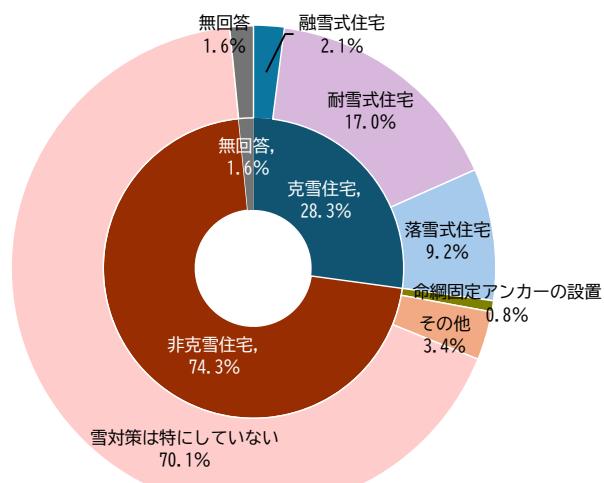


図. 克雪住宅、非克雪住宅率

表. 克雪住宅、非克雪住宅率

区分	戸数（戸）	割合
克雪住宅	293	28.3%
融雪式住宅	22	2.1%
耐雪式住宅	176	17.0%
落雪式住宅	95	9.2%
非克雪住宅	769	74.3%
命綱固定アンカーの設置	8	(対全体) 0.8% (対非克雪住宅) 1.0%
その他	35	3.4%
雪対策は特にしていない	726	70.1%
無回答	17	1.6%

※割合はアンケート回答者数の1,035人を分母として算出しているため合計が100%にならない。

【資料：永平寺町克雪に係るアンケート調査】

(4) 除排雪に係る支援等

1) 「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給」

本町では、町内において自主的に除排雪作業を行う団体に対し、その活動上必要な燃料を支給することにより、除雪作業の一層の促進及び充実を図っています。

当該制度による燃料費補助金の推移を見ると、令和4年度以降増加傾向にあり、令和6(2024)年度には約34万円と最も高くなっています。

件数について、令和4年(2022)年は補助金額は小さいですが、活用件数が急増し、令和6(2024)年度には補助金額と同様に最も多くなっています。

また、地区別の制度活用回数(累計平均)を見ると永平寺地区が3.6回と最も多く、上志比地区は3.1回、松岡地区は2.3回となっています。

永平寺地区では山、諏訪間、東古市など、上志比地区では藤巻、牧福島、野中、松岡地区では春日2丁目、西野中、上合月などで特に多くなっています。

表. 「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給」の概要

支給対象者	・町内会、自主防災組織などの、町内で活動を行う営利を目的としない団体（原則として1町内会あたり1団体）
支給の対象区域	・生活道路や歩道、防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積所、集落センターなど（私道、個人所有敷地については対象外）
支給の対象期間	・当該年度の12月1日から翌年の3月31日まで
燃料の種類及び支給量	・ガソリン又は軽油 ・単年度において1団体当たり合計200リットルを限度

【資料：「永平寺町道路除排雪作業用燃料支給要綱】

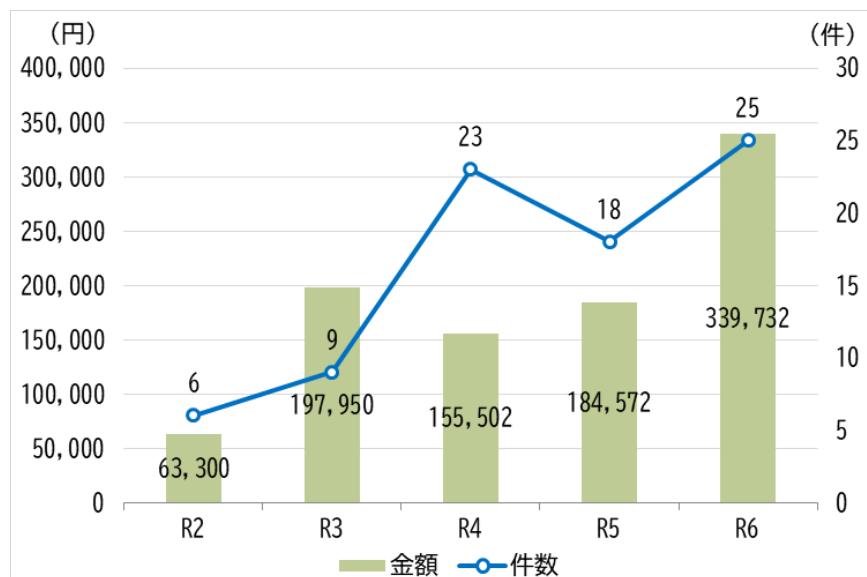


図. 燃料費補助金・件数の推移

【資料：永平寺町防災安全課】

2) 「永平寺町雪下ろし支援事業」

本町では、一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯で、自力で屋根の除雪が困難な世帯を地域で支える支援体制として、個人が業者に屋根雪下ろしを依頼した場合や、区民の方の支援により実施した場合、経費の一部を助成しています。

当該事業の活用状況を見ると、令和3年豪雪の際の令和2年度が突出して多くなっていますが、それ以降の活用件数は少ない状況です。

表. 「永平寺町雪下ろし支援事業」の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・1から4の全てに該当し、かつ5の（ア）～（オ）のいずれかに該当する世帯<ol style="list-style-type: none">1. 町内に住所を有する2. 自力で住宅の屋根雪下ろしが困難3. 町民税非課税世帯4. 町内及び近隣市町に子や親族がいない5. （ア）65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 （イ）65歳以上の高齢者夫婦世帯 （ウ）夫婦2人暮らしでどちらかが70歳以上の世帯 （エ）一人暮らし身体障害者世帯 （オ）（ア）～（エ）に準じ、特に必要と認められる世帯
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・除雪に要した金額と次に掲げる基準額とを比較して少ない金額を補助（2回／1冬期間を限度）・1世帯当たり1回につき、上限1万1千円まで

[資料：一人暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援について（福祉保健課）]

表. 「永平寺町雪下ろし支援事業」の活用状況

年 度	活用件数 (件)	交付金額 (円)
令和2（2020）年度	21	231,000
令和3（2021）年度	0	0
令和4（2022）年度	2	22,000
令和5（2023）年度	0	0
令和6（2024）年度	4	44,000

[資料：永平寺町防災安全課]

3) 「永平寺道路除排雪機械整備費補助金」

本町の道路除排雪機械整備費補助金の交付状況を見ると、年度によりばらつきが見られる中、令和3年豪雪の影響から、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度が他の年度に比べ件数、補助金額とも多くなっています。

表. 「永平寺町道路除排雪機械整備費補助金」の概要

対象	・除雪協力企業（永平寺町と道路除排雪業務委託契約を締結し、町道の除排雪を行う企業）が行う道路除排雪機械の購入費
補助率 ・金額	・対象経費(下取機械がある場合は、売却額を差し引いた額とする。) の1/3以内 ・300万円/台
補助要件	①補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間は、補助対象道路除排雪機械により道路除排雪業務委託契約を締結し、町道の除排雪を行うこと。 ②国税及び町税を完納していること。

〔資料：永平寺町道路除排雪機械整備補助金交付要綱〕

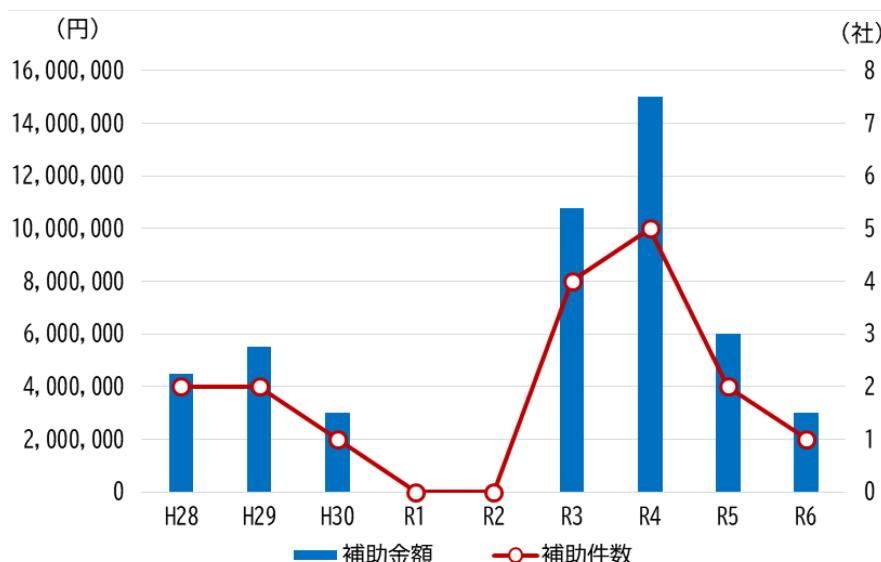


図. 補助金額、補助件数の推移

表. 補助金額、補助件数の推移

年度	補助件数	補助金額 (円)
H28 (2016)	2	4,480,000
H29 (2017)	2	5,500,000
H30 (2018)	1	3,000,000
R1 (2019)	0	0
R2 (2020)	0	0
R3 (2021)	4	10,778,000
R4 (2022)	5	15,000,000
R5 (2023)	2	6,000,000
R6 (2024)	1	3,000,000

〔資料：永平寺町防災安全課〕

4) 「永平寺町除雪免許取得費補助金」

御陵地区において令和3年豪雪を機に発足された「御陵地区除雪支援協議会」に対し、町では除雪ドーザの冬期貸出やその燃料代の補助を行っています。

また、その除雪ドーザ運転について、未取得の協議会メンバーが取得する際の費用の補助を行っています。

表. 「永平寺町除雪免許取得費補助金」の活用状況

年度	人数	補助金（円）
R4 (2022) 年度	2名	151,000
R6 (2024) 年度	1名	72,000

〔資料：永平寺町防災安全課〕

(5) 除雪費等の行政コスト

1) 委託料等

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの本町における除雪に係る委託料等の経費の推移を見ると、年度によりばらつきが見られますが、平均して約1.5億円の経費がかかっています。

内訳を見ると、平成30(2018)年度、平成31(2019)年度を除き委託費が全体の多くの割合を占めています。

その他、近年では機械借用経費（リース代）、機械修繕料、消雪工（電気代）が多くの割合を占めています。

年度別では、平成29(2017)年度と令和2(2020)年度の除雪に係る費用が他の年度に比べ多くなっており、平成30年及び令和3年豪雪が影響しているものと考えられます。

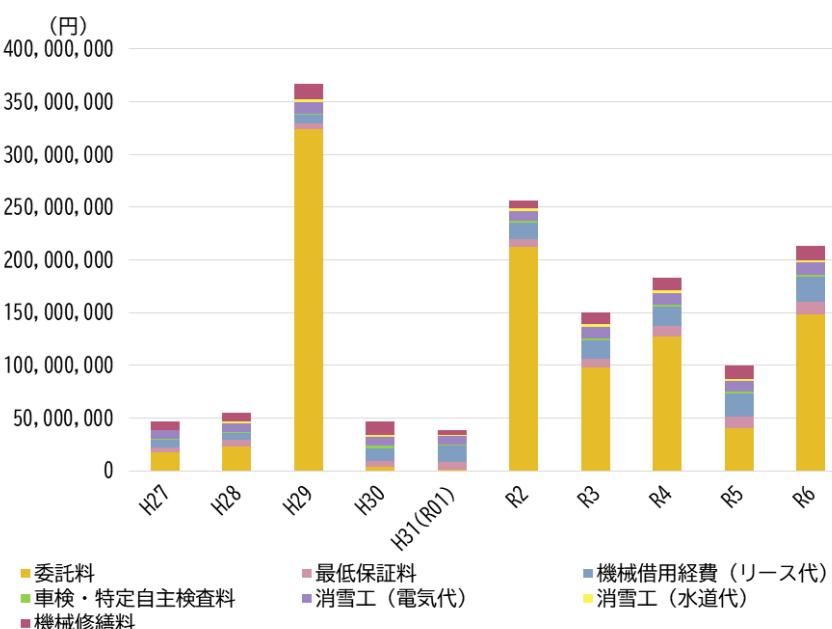


図. 除雪に係る経費

〔資料：永平寺町防災安全課〕

表. 除雪に係る経費

単位：百万円

内 訳	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)
委託料	17,302,680	23,123,880	324,128,520	3,662,280	1,100,000
最低保証料	5,181,840	5,822,280	5,668,920	5,691,600	6,879,400
機械借用経費（リース代）	6,470,100	6,451,200	7,581,600	12,117,600	15,747,600
車検・特定自主検査料	1,108,358	1,407,007	1,414,800	2,296,642	1,504,800
消雪工（電気代）	8,012,964	8,561,669	11,107,477	8,310,070	8,197,288
消雪工（水道代）	782,764	1,443,374	2,472,160	1,880,736	254,200
機械修繕料	8,253,626	8,468,757	14,976,832	12,999,186	4,840,011
合 計	47,112,332	55,278,167	367,350,309	46,958,114	38,523,299

内 訳	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
委託料	212,402,300	97,799,900	127,221,763	40,178,141	148,680,905
最低保証料	7,124,700	8,516,200	10,425,800	10,733,800	11,586,300
機械借用経費（リース代）	15,417,000	17,636,400	17,858,000	22,660,000	23,760,000
車検・特定自主検査料	1,965,150	1,681,900	1,476,200	1,434,850	1,848,000
消雪工（電気代）	9,696,506	10,524,929	11,643,711	10,425,421	11,787,004
消雪工（水道代）	1,949,396	2,598,244	2,328,766	1,249,972	1,621,708
機械修繕料	7,594,687	11,496,228	12,299,314	13,204,810	14,113,018
合 計	256,149,739	150,253,801	183,253,554	99,886,994	213,396,935

[資料：永平寺町防災安全課]

2) 除雪車購入費

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの本町における除雪車購入費の推移を見ると、平成27(2015)年度にロータリー除雪車（1.5m級）の購入費が最も高く、次いで令和4(2022)年度の除雪ドーザ8t級、手押し除雪機（745mm幅）の購入費が高くなっています。

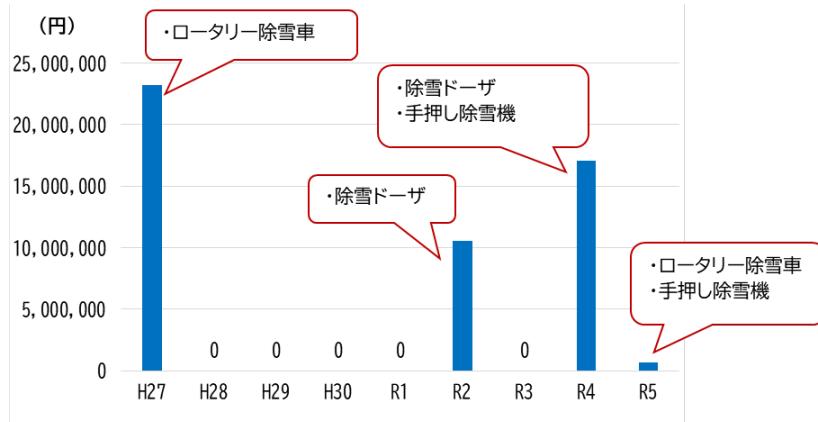


図. 除雪車購入費の推移

[資料：永平寺町防災安全課]

3) 保険、燃料費

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの本町における除雪車に係る保険、燃料費の推移を見ると、自動車保険料は40万円／年～50万円／年程度の経費がかかっています。

燃料費は、平成29(2017)年度が突出しているほか、令和2(2020)年度も比較的高くなっています。平成30年豪雪及び令和3年豪雪の影響が出ているものと推察されます。

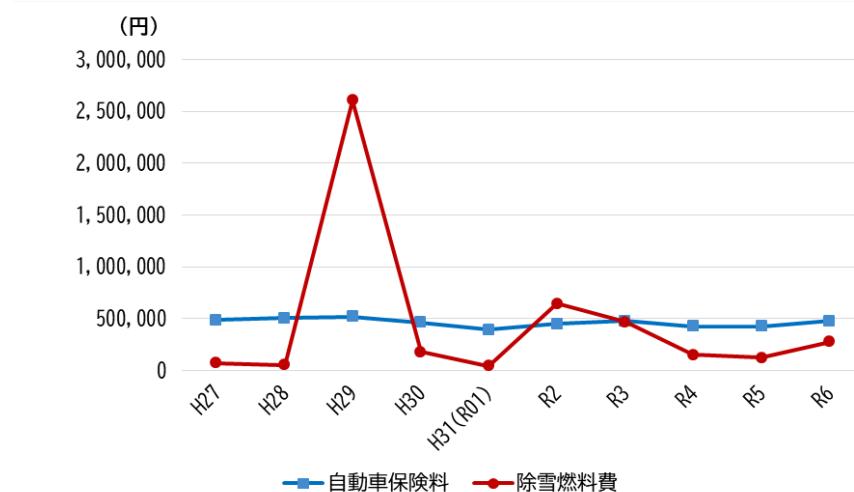


図. 除雪車購入費の推移

【資料：永平寺町防災安全課】

(6) 自主防災組織・排除雪体制

1) 自主防災組織数

本町における自主防災組織は、町内全集落に計89組織が設置されており、各集落において地震、水害、土砂災害、雪害等、災害全般に対して活動しています。

また、自主防災組織連絡協議会も8組織設置されています。

2) 除雪事業者

本町に立地する除雪事業者は計39事業となっています。

第2章 克雪に関する町民意識調査等

2-1. アンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「永平寺町地域安全克雪方針」策定にあたり、町民の皆様に雪による被害や除排雪に関する現状・意向を伺い、方針を検討するための一助とする目的として実施しました。

(2) 調査の方法と回収率等

1) 調査の方法

永平寺町に在住の満18歳以上の町民から2,000人を無作為に抽出し、郵送による配布・回収により、調査を実施しました。

2) 調査の期間

令和7年9月から10月（配布・回収・集計・分析）

3) 回収率

配布数	回収数	回収率
2,000	1,035	51.8%

(3) 主な調査項目

主に下記に示す項目について、全26問の設問で調査を実施しました。

1. あなたご自身について【年齢、居住地区】
2. お住まいの状況について【家族構成、所有形態、構造、階数、雪対策】
3. 除排雪について【除排雪の主体、除排雪時の人数、除排雪する人の年齢、外部への依頼、業者費用、頻度、場所、危険度、危険原因、配慮事項等】
4. 今後の除排雪に関する考え方について【ルールの必要性、必要なルール項目、除排雪をすべき主体、支援制度の利用有無、必要な支援】
5. 自由回答

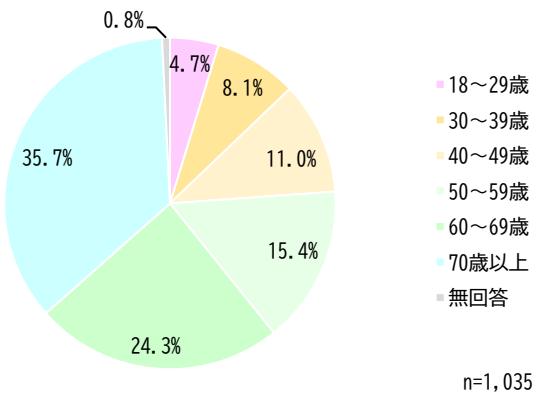
(4) 調査結果の概要

1) 単純集計

①年齢

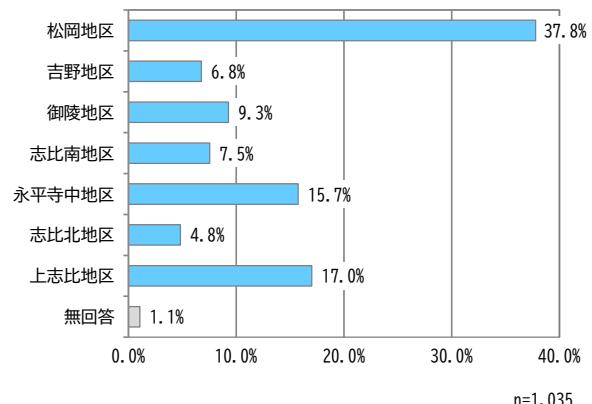
「70歳以上」が35.7%と最も高く、次いで「60～69歳」が24.3%、「50～59歳」が15.4%となっており、年齢が高いほど、その割合が高くなっています。

60歳以上の高齢者が全体の6割近くを占めています。



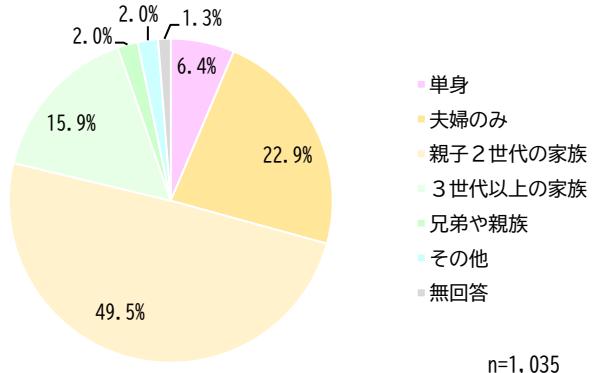
②居住地区

「松岡地区」が37.8%と最も多く、次いで「上志比地区」が17.0%、「永平寺中地区」が15.7%などとなっています。



③家族構成

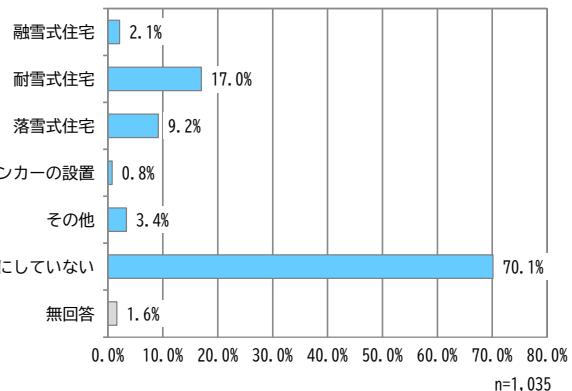
「親子2世代の家族」が49.5%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が22.9%、「3世代以上の家族」が15.9%などとなっています。



④住宅の雪対策

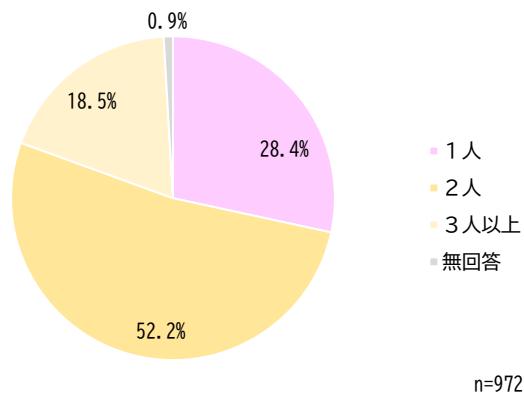
「雪対策は特にしていない」が70.1%と最も多く、次いで「融雪式住宅」が17.0%、「落雪式住宅」が9.2%となってています。

「命綱固定アンカーの設置」はわずか0.8%となっています。



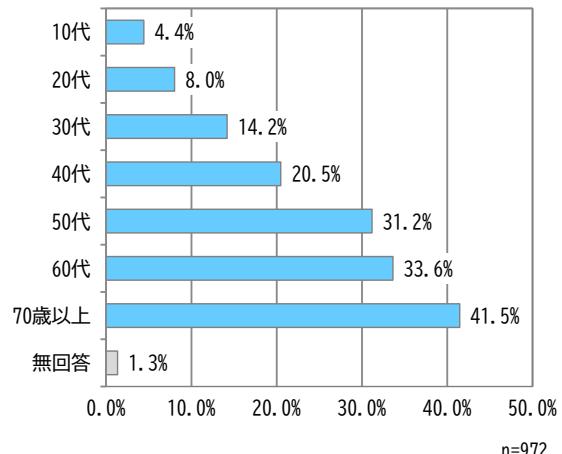
⑤除排雪を行う人数

「2人」が52.2%と最も多く、次いで「1人」が28.4%、「3人以上」が18.5%となっています。



⑥除排雪を行う方の年齢

除排雪を家族で行っている方で、「70歳以上」が41.5%と最も多く、次いで「60代」が33.6%、「50代」が31.2%となっています。年齢が高いほどその割合が高くなっています。高齢者の割合が非常に多くなっています。

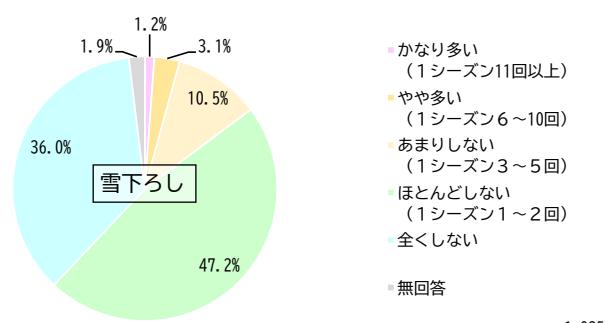
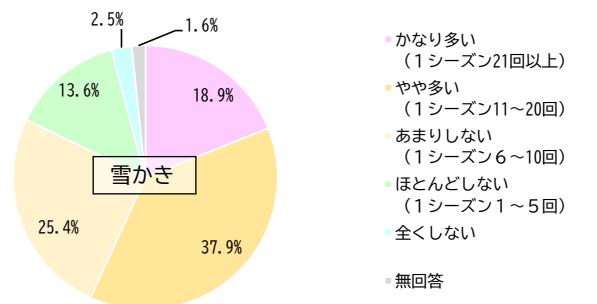


⑦雪かき、雪下ろしの頻度

雪かきについては（上図）、「やや多い（1シーズン11～20回）」が37.9%と最も多く、次いで「あまりしない（1シーズン6～10回）」が25.4%、「かなり多い」が18.9%となっています。

雪下ろしについては（下図）、「ほとんどしない（1シーズン1～2回）」が47.2%と最も多く、次いで「全くしない」が36.0%、「あまりしない（1シーズン3～5回）」が10.5%となっています。

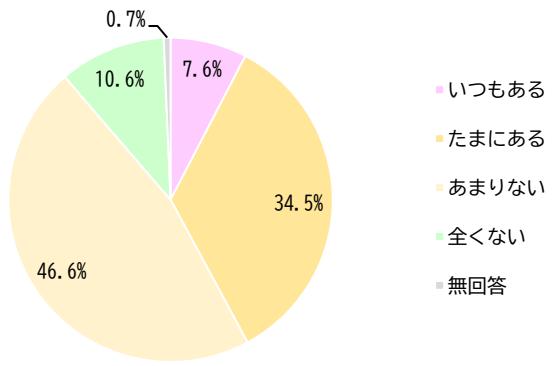
雪かきに比べ、雪下ろしの頻度は少ないことが分かります。



⑧除排雪時の危険経験

「あまりない」が46.6%と最も多く、次いで「たまにある」が34.5%、「全くない」が10.6%、「いつもある」が7.6%となっています。

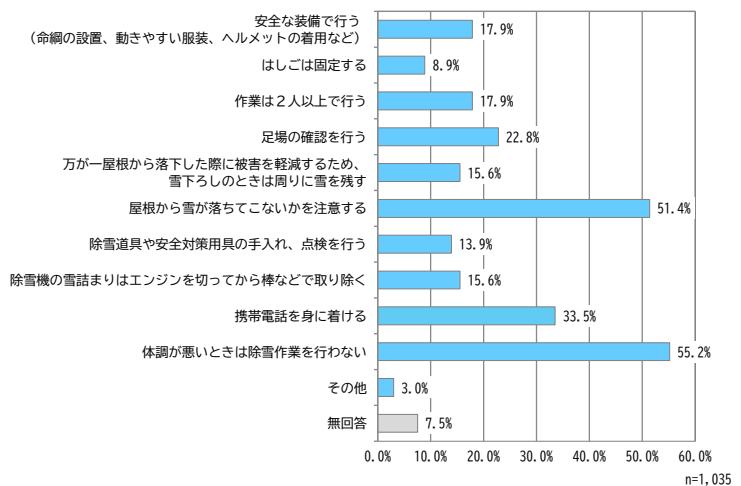
「たまにある」も含め、除排雪時に危険を感じたことがある回答者が約4割いることが分かります。



n=1,035

⑨除排雪時の配慮事項

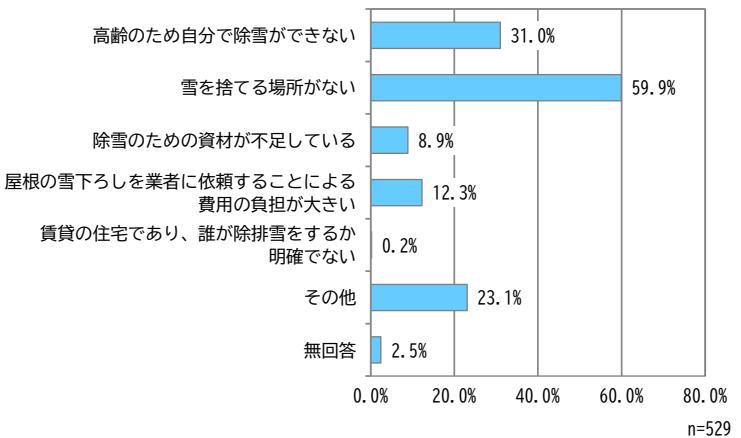
「体調が悪いときは除雪作業を行わない」が55.2%と最も多く、次いで「屋根から雪が落ちてこないかを注意する」が51.4%、「携帯電話を身に着ける」が33.5%となっています。



n=1,035

⑩除排雪時の困りごと

除排雪時に困っている方の困りごとは、「雪を捨てる場所がない」が59.9%と最も多く、次いで「高齢のため自分で除雪できない」が31.0%となっています。

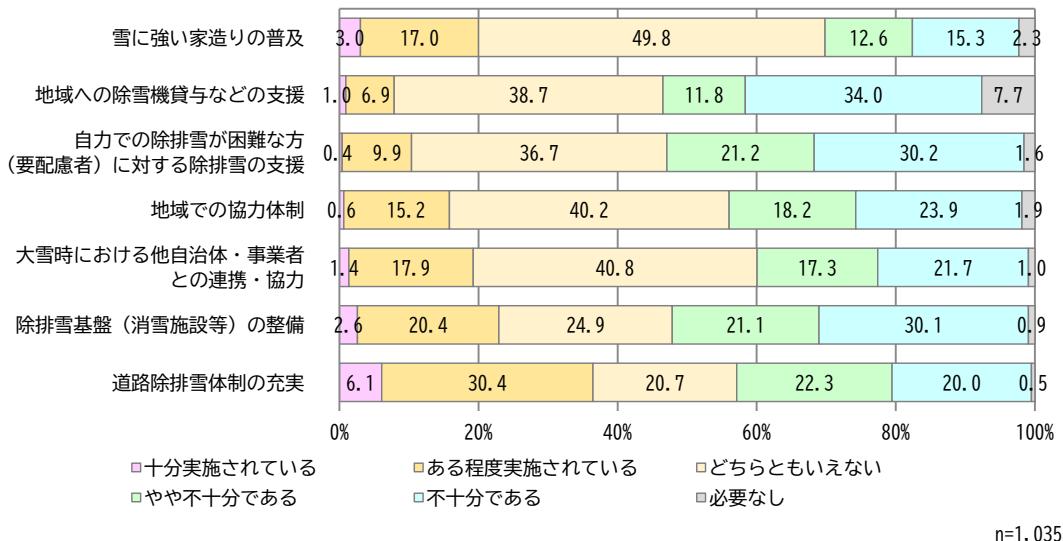


n=529

①除排雪対策の満足度

「十分実施されている」と「ある程度実施されている」の回答を合わせた結果、除排雪対策の満足度が高いのは、「道路除排雪体制の充実」や「除排雪基盤（消雪施設等）の整備」、「大雪時における他自治体・事業者との連携・協力」となっています。

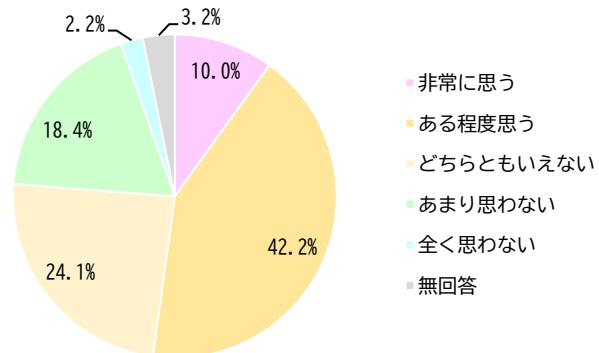
また、「やや不十分である」と「不十分である」の回答を合わせた結果、除排雪対策の満足度が低いのは、「除排雪基盤（消雪施設等）の整備」や「自力での除排雪が困難な方（要配慮者）に対する除排雪の支援」、「地域への除雪機貸与などの支援」となっています。



②除排雪に関するルールの必要性

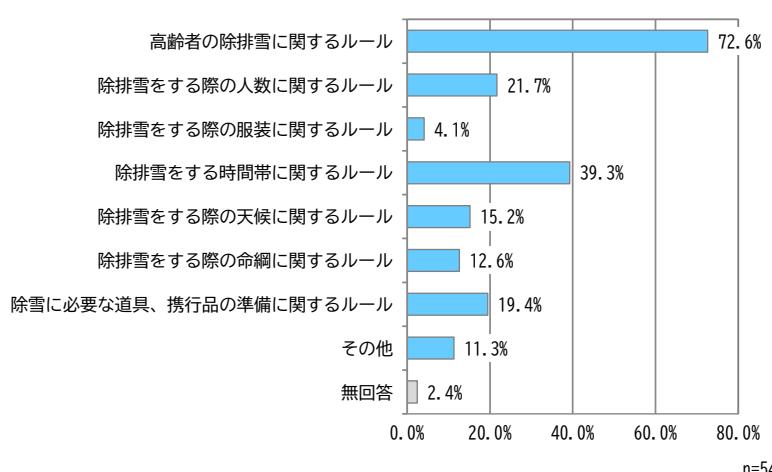
「ある程度思う」が42.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が24.1%、「あまり思わない」が18.4%となっています。

「非常に思う」と「ある程度思う」の回答を合わせると、回答者の約半数が除排雪に関して地域でルールを定める必要があると考えています。



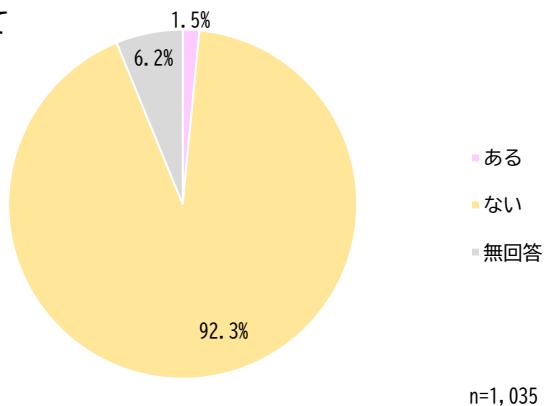
③除排雪に関するルールの内容

「高齢者の除排雪に関するルール」が72.6%と圧倒的に多く、次いで「除排雪をする時間帯に関するルール」が39.3%、「除排雪をする際の人数に関するルール」が21.7%となっています。



⑭ 「一人暮らしの高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援」の利用の有無

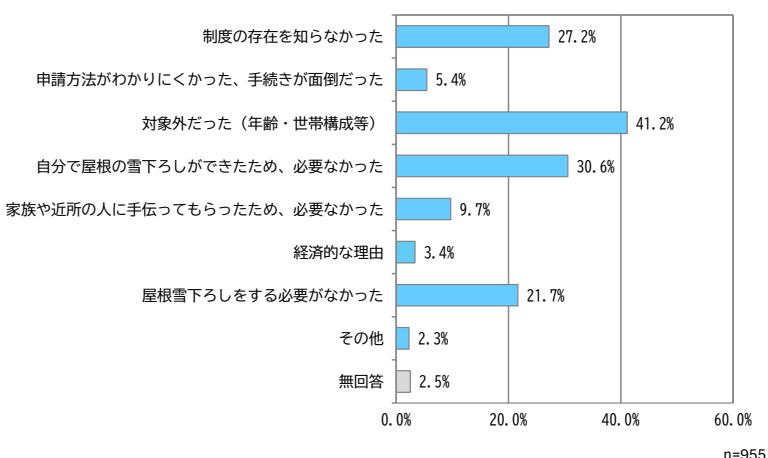
「ない」が92.3%と圧倒的に多くを占めています。



n=1,035

⑮ 「一人暮らしの高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援」を利用しない理由

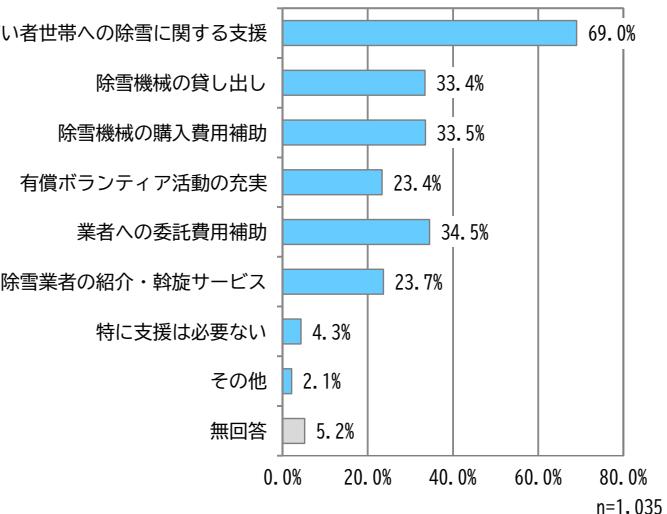
「対象外だった（年齢・世帯構成等）」が41.2%と最も多く、次いで「自分で屋根雪下ろしができたため、必要なかった」が30.6%、「制度の存在を知らなかった」が27.2%となっています。



n=955

⑯除雪において求める支援

「高齢者・障がい者世帯への除雪に関する支援」が69.0%と最も多く、次いで「除雪機械の貸し出し」、「除雪機械の購入費用補助」及び「業者への委託費用補助」がいずれも約30%程度となっています。



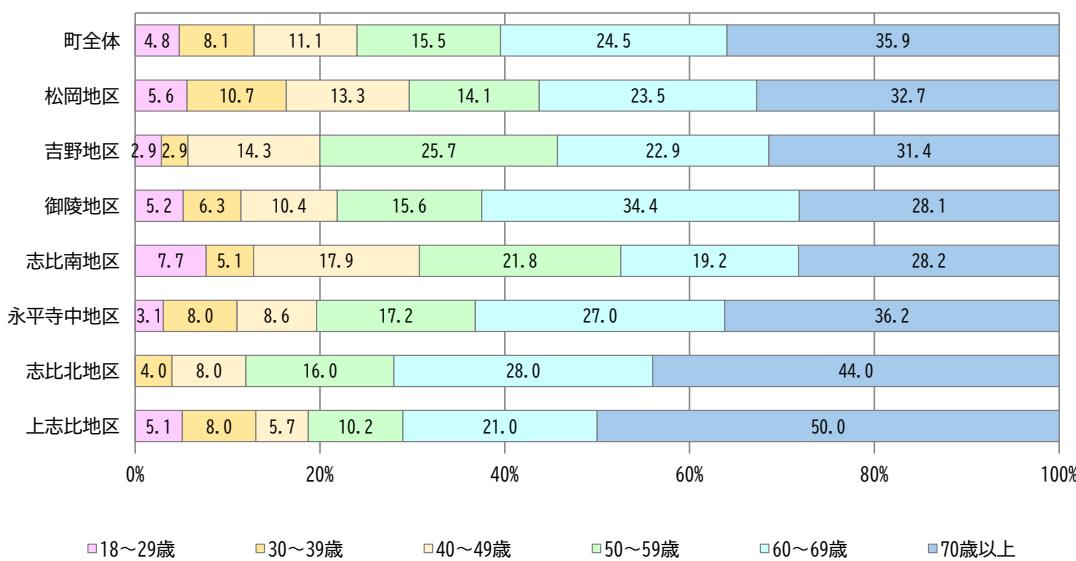
n=1,035

2) クロス集計

①地区×年齢

地区別に年齢を見ると、町全体や他の地区に比べて上志比地区、志比北地区で70歳以上の割合の高さが目立っており、どちらの地区も60歳以上の割合で見てみると、全体の7割を超えてています。

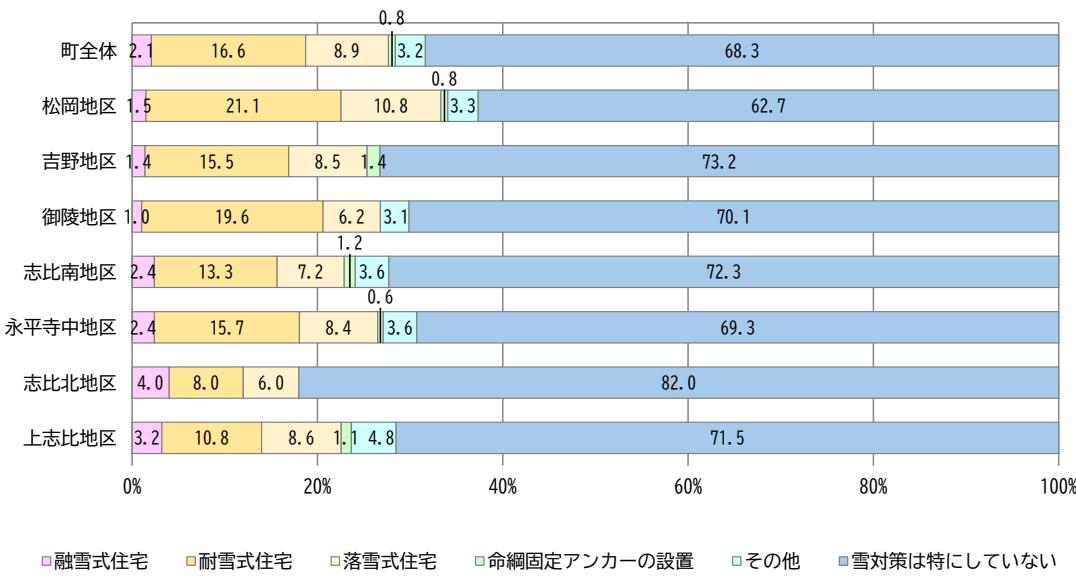
一方で、松岡地区、志比南地区では50歳未満の若い年齢層の割合が他の地区に比べ、比較的多くなっています。



②地区×住宅の雪対策

地区別に住まいへの雪対策の状況を見ると、全体的には「雪対策は特にしていない」が多くを占めています。

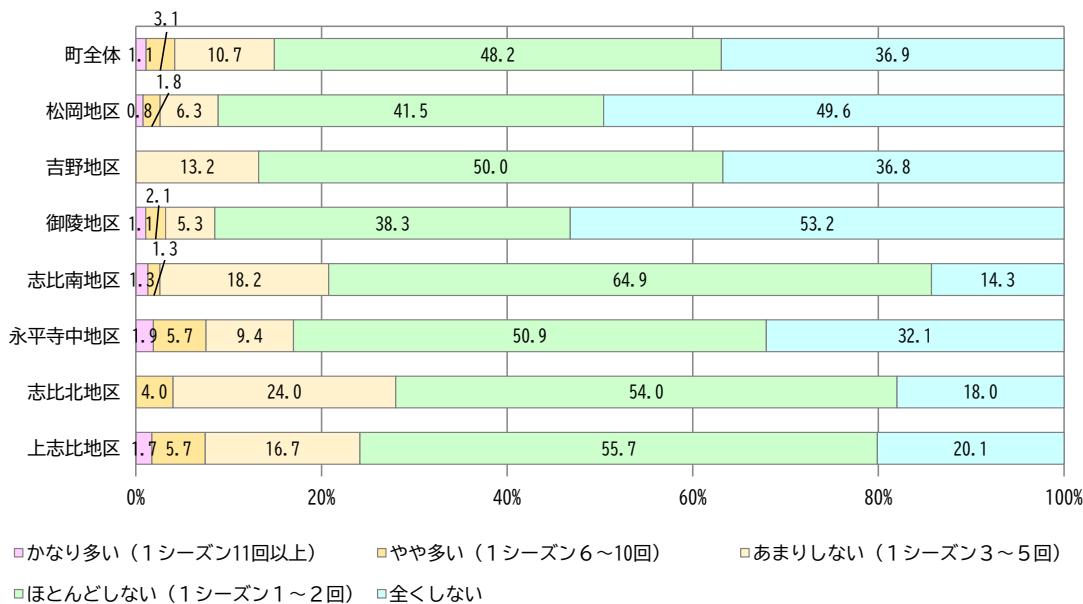
松岡地区でも同様ですが、「耐雪式住宅」や「落雪式住宅」の割合が他の地区よりも高めです。一方、志比北地区においては、他の地区に比べて雪対策を講じている割合が少なくなっています。



③地区×雪下ろしの頻度

地区別に雪下ろしの頻度を見ると、全体的に「全くしない」、「ほとんどしない（1シーズン1～2回）」が多くの割合を占めています。

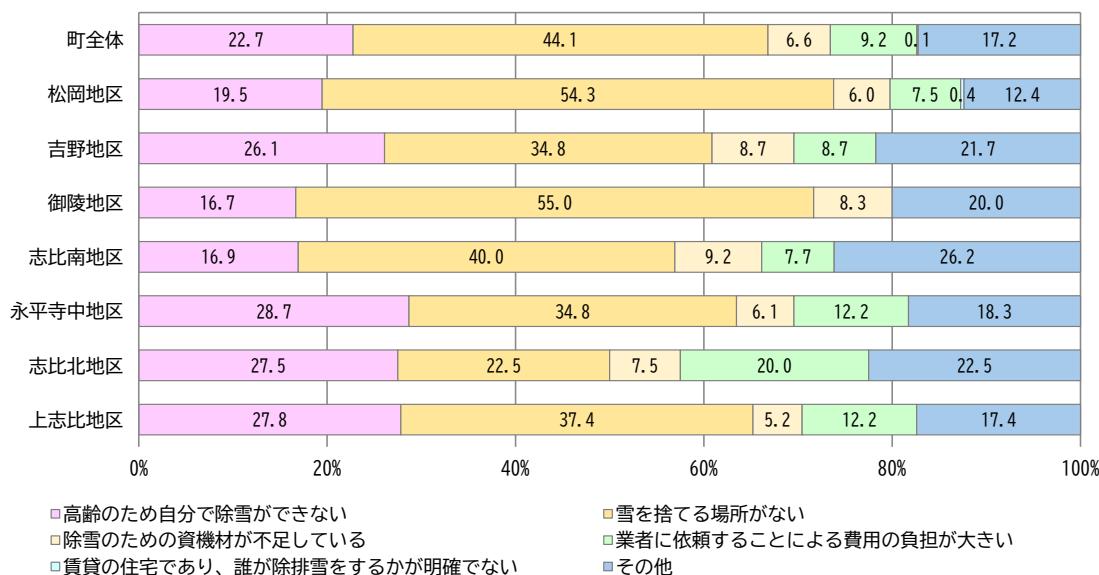
永平寺中地区や上志比地区でも同様ですが、割合は少ないものの、「かなり多い（1シーズン11回以上）」や「やや多い（1シーズン6～10回）」が他の地区より目立っています。



④地区×除排雪時の困りごと

地区別に除排雪時に困っていることを見ると、松岡地区や御陵地区では「雪を捨てる場所がない」が多くを占めています。

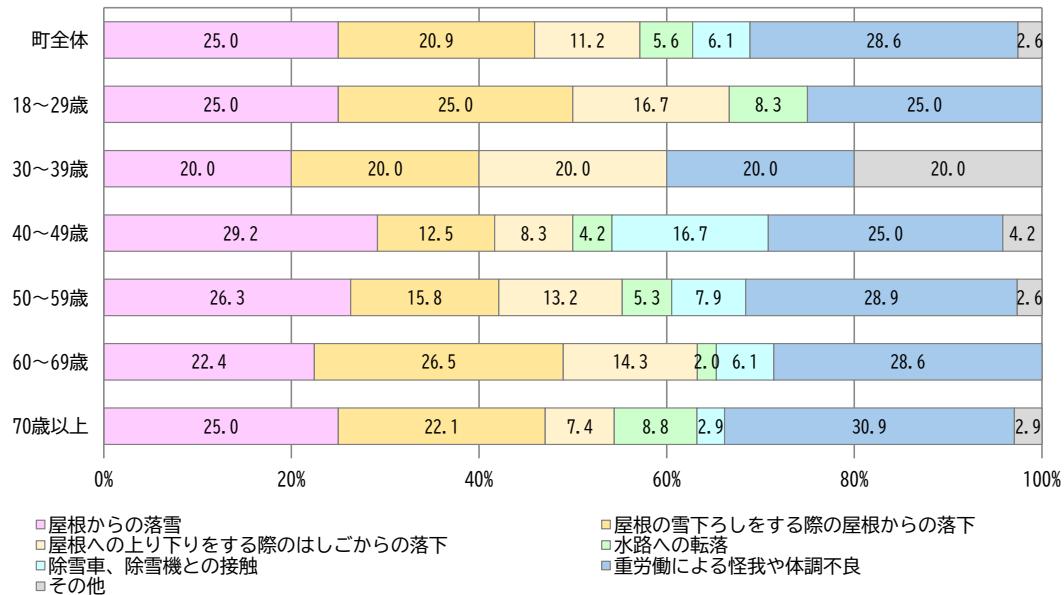
志比北地区では「高齢のため自分で除雪ができない」が最も多く、「業者に依頼することによる費用の負担が大きい」の多さも目立っています。



⑤年齢×除排雪時の危険経験内容

年齢別に除排雪時の危険経験内容を見ると、他の年代に比べ40～49歳で「水路への転落」の多さが目立っています。

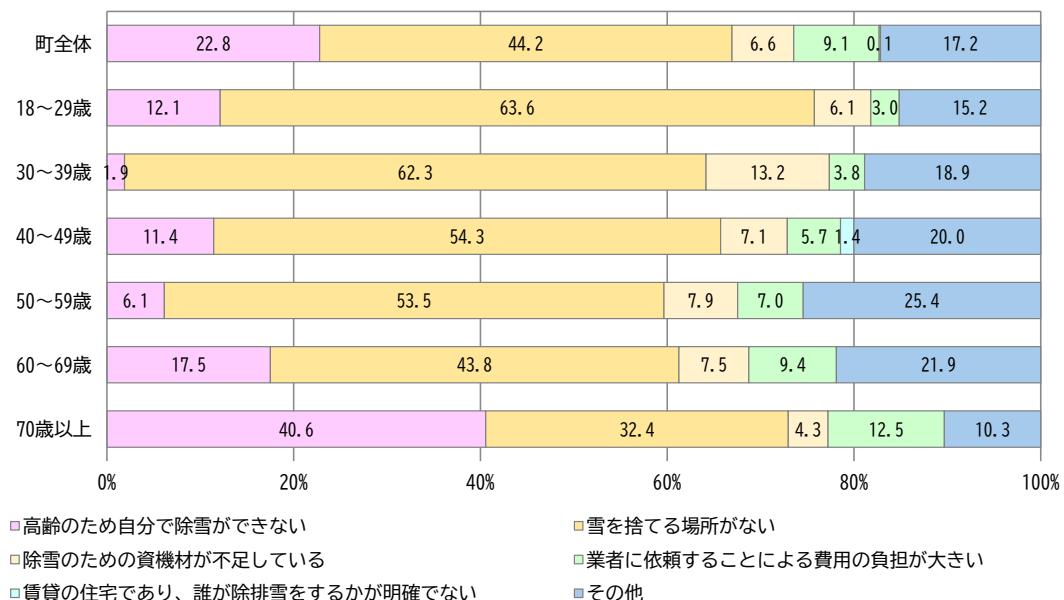
「重労働による怪我や体調不良」は30～39歳では若干低くなっていますが、高齢になるほど多くなる傾向は見られます。



⑥年齢×除排雪時の困りごと

年齢別に除排雪時の困っていることを見ると、18歳～69歳では「雪を捨てる場所がない」の多さが目立っています。

70歳以上では「高齢のため自分で除雪ができない」が非常に多くなっています。



第3章 克雪に向けた取り組み課題

3-1. 課題の整理

課題1 高齢者世帯が増加する中、自分たちでは雪かき・雪下ろし[※]が困難

今後さらに高齢化が進展していく状況が予測される中、高齢のため雪かき・雪下ろしが自分でできないという声も多くあり、また、高齢者に対する支援のニーズが高くなっていることからも、高齢者（世帯）に対する雪かき・雪下ろしに関する支援の充実が求められます。

課題2 危険が伴う雪かき・雪下ろし作業

本町における雪かき・雪下ろし時の負傷者の数は、特に豪雪時に増加する傾向にあり、特に高齢者の被害が多くを占めるなど、作業時の安全対策は必要不可欠と言えます。

克雪住宅の立地がまだ少ない状況に加え、命綱固定アンカーを設置している住宅もほとんどない状況であり、ハード、ソフト両面での雪かき・雪下ろし時の安全対策が必要となっています。

課題3 雪かき・雪下ろし作業に対する注意喚起・情報発信が必要

本町における雪かき・雪下ろし時の人的被害の状況を見ても、除雪作業による体調不良をはじめ、転倒・転落などの被害が発生しており、作業時に危険を感じた町民も多くなっています。

町民がより安全に除雪を行えるよう、除雪時のルールや作業の心得など、経験の浅い若い世代への効果的な情報発信なども含め、除雪時における事故を未然に防ぐ施策の展開が求められます。

課題4 除雪に対する支援の継続と周知・PR

本町では、一人暮らし高齢者などに対する雪下ろし支援をはじめ、除雪に必要な燃料支給など、除雪に対する支援を行っている一方、一人暮らし高齢者雪下ろし支援制度の存在を知らないため、その制度を利用していない町民も一定数存在しています。

今後も除雪に係る各種支援制度を継続していくとともに、支援が必要な町民に、より効果的に支援が行き届くよう、制度の周知や積極的なPRが求められます。

課題5 町民のニーズにあった除雪対策や支援が必要

「永平寺町地域安全克雪方針町民意識調査」の結果からは、業者等への除雪依頼費用の負担、重労働による怪我や体調不良への不安、雪捨て場の確保、高齢者や障がい者など自力で除雪が困難な方への支援、対象外のため雪下ろし支援が利用出来なかったことなど、除雪に関する町民の様々な想いやニーズが読み取れます。

町や各地区の実情を踏まえながら、町民の想いに寄り添う除雪対策や支援を検討していくことが求められます。

※本方針では、国の計画に示される『除雪』の中で、住民が行う行動については日常的な言葉に置き換えて、『雪かき』『雪下ろし』の用語を用いて記載します。

第4章 地域安全克雪方針

4-1. 将来像

これまで把握した本町の除排雪に関する現状及び課題等を踏まえ、作業時の安全確保に係る地域の将来像を設定します。

雪を超えてつながる力 自助・共助で進める雪かき・雪下ろし
支え合いがつくる 思いやりのまち えいへいじ

雪国特有の厳しい自然条件の中で、町民一人ひとりが「自分でできる雪への備え」と「雪が降ったときの対応力」を高め、安全に雪かき・雪下ろしを行うことにより、命と暮らしを守ることを最優先とします。また、雪かき・雪下ろしは単なる生活維持の作業にとどまらず、地域の絆を深め、共助の精神を育む取り組みです。私たちは“雪を超えてつながる力”を合言葉に、互いに支え合いながら除雪作業に取り組み、町民だれもが安心して、穏やかに暮らせる地域社会を築くことを目指します。

その際、大事なこととして1点目に「共助と連帯の強化」が挙げられます。高齢化が進む本町において、自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を地域全体で支える仕組みを整備し、誰一人取り残さない地域社会を実現していきます。

2点目は、「安全・安心の確保」です。危険を伴う雪かき・雪下ろし作業においては「安全第一」を徹底し、事故ゼロを目指すことが求められます。町民が安心して冬を越せる環境を整えることが、地域の安寧につながります

3点目は、「情報と意識の共有」です。日常的な除雪作業に関する注意喚起や情報発信を強化し、町民が正しい知識と意識を持って行動できるようにすることも必要です。

4点目は、「持続可能な支援体制」です。雪かき・雪下ろしに関する支援制度やボランティア活動を継続的に運用し、町内外に広く周知することで担い手を確保し、持続可能な仕組みを築きます。

最後に、「町民の多様なニーズへの対応」です。町民の生活環境や世帯構成に応じた柔軟な除雪支援策を展開し、誰もが安心して冬を越せる地域社会を実現していきます。

4－2. 基本方針

方針1 高齢者・要配慮世帯を守る「共助の仕組み」の強化

高齢化に伴い自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を対象に、地域住民・ボランティア・事業者が連携する支援体制の整備を図ります。

見守り活動や声かけを通じて、孤立や事故の防止を推進します。

方針2 安全第一の「無事故除雪」の徹底

本町における特性や実情を踏まえながら、町全体の安全行動規範として除雪作業時におけるルールづくりを検討するとともに、安全装備の普及、研修会や講習会の実施などにより、事故ゼロを目指します。

方針3 情報発信と注意喚起の充実

雪かき・雪下ろし作業の危険性や注意点を、広報誌やSNSなど多様な媒体を利用しながら、その周知を図ります。

また、積雪状況や作業時の注意点をリアルタイムで発信し、住民の判断支援を図ります。

方針4 持続可能な支援制度とPR

現在本町で実施している除排雪に係る各種支援制度を継続的に運用するとともに、より利用しやすさを高めながら、町内外に広くPRし、制度活用を促進します。

また、若い世代の積極的なボランティア参加や、関係人口の有効な活用策などを検討しながら、除排雪の担い手確保につなげます。

方針5 多様なニーズに応える柔軟な対策

町民アンケートで明らかになった町民ニーズに対し、既存の各種支援制度の拡充を必要に応じ検討していくとともに、地域ごとのニーズを把握しながら地域の実情や生活環境に応じたきめ細やかな除排雪対策を講じていきます。

第5章 地域安全克雪に向けた取り組み

5-1. 雪かき・雪下ろしに関するルールの検討

本方針策定に当たって実施したアンケート調査においても、除排雪に関するルールの必要性があるとの回答が一定数あり、高齢者世帯の増加への配慮や除排雪時の危険回避を効果的に促進していくため、本町における雪かき・雪下ろしに関するルールを下表のとおり検討します。

検討に際しては、国土交通省が取りまとめる「雪下ろし安全10箇条」や、福井県における「安全な雪下ろしの10のポイント」を踏まえるものとします。

表. 永平寺町における雪かき・雪下ろし作業のルール(案)

※	永平寺雪下ろしの七つの守りごと
E	<p>一. 遠慮をせずに助けを求め、二人以上で作業する。</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 単独での作業を避け、必ず複数人で声を掛け合いながら行う。▷ 高齢者や要配慮世帯を見守り、地域の絆を基盤とした共助を実践する。▷ 必要なときには遠慮なく助けを求める。
I	<p>二. いきなりの落雪に注意</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 軒先下で除雪する際には屋根から雪が落ちてこないか注意する。▷ 新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意する。
H	<p>三. 平常時から備えをしておく</p> <ul style="list-style-type: none">▷ スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がつきにくくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。▷ 除雪道具や安全対策用具が劣化していないか定期的に確認する。
E	<p>四. 円滑な雪下ろしのため、十分な安全対策をする</p> <ul style="list-style-type: none">▷ ヘルメットや滑り止め靴などの装備を必ず着用する。▷ 命綱を用い、命綱を固定するアンカーの設置に努める。
I	<p>五. いつでも連絡がとれるように携帯電話を身に着ける</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 万が一の時に家族や消防などにすぐ連絡がとれる手段を確保しておく。
J	<p>六. 除雪機に詰まった雪の除去はエンジンを止めてから</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 雪が詰まったときは、必ずエンジンを切り、棒などを使用して取り除く。
I	<p>七. いのちを守るため、無理は禁物</p> <ul style="list-style-type: none">▷ 作業時間や体調に応じて適切に中断し、過労や事故を防ぐ。▷ 危険な場所での作業を控え、必要に応じて専門業者や支援制度を活用する。▷ 作業は暗くなる前に必ず終えるようにする。

※各ルールの頭文字をローマ字表記で順番に並べると『EIHEIJI』になります。

雪下ろし安全10箇条

～除雪作業中の事故に注意しましょう～

国土交通省 国土政策局 地方振興課

国土交通省では、除雪作業中の事故における要因として最も多い屋根からの転落事故のほか、転倒事故、除雪機による事故、屋根から落雪による事故、水路等への転落事故、発症などの防止のための注意事項を「雪下ろし安全10箇条」として取りまとめています。

1.安全な装備で行う（最重要！！）



- 安全な装備は、屋根からの転落などの事故を未然に防ぎます。
- 安全帯は、腰全体を支えるハーネス型や体全体を支えるフルハーネス型を使用。
- 命綱は、ザイルロープなど丈夫なものを屋根の上で止まる長さで正しく結ぶ。
- 命綱の一端は、アンカー（無い場合は雪下ろしをする屋根の反対側の柱や固定物）にしっかりと固定する。
- ヘルメットは、あごひもを締め、長靴は、滑りにくいものを使用し、動きやすい服装で作業する。
- これらの装備は、ホームセンターや登山キャンプ用品店などで購入できます。

3.作業は2人以上で行う



- 1人での作業は、事故が発生した際に、発見が遅れる可能性がある。
- 発見が遅れると重大な事故につながる危険性が高くなる。
- 家族や親戚と一緒に複数人で除雪作業を行う。
- 近所の方や地域コミュニティと協力して作業を行う共助による除雪活動も重要。

5.雪下ろしのときは周りに雪を残す



- 屋根から転落した際に、地面、アスファルト、コンクリート等に強打すると、被害が大きくなる可能性がある。
- 落とした場所に積雪があることで被害を軽減することができる場合がある。
- 屋根の雪下ろしを行う場合は、雪下ろし後に住宅周りの除雪を行なう。

7.除雪道具や安全対策用具の手入れ点検を行う



- スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がついてくくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。
- 除雪道具や安全対策用具が古くなり、壊れていないか定期的に点検しましょう。

9.携帯電話を身につける



- 事故が発生したときは、動くことができなくなることがあります。
- 携帯電話を身につけることで、緊急時でも家族や緊急医療機関などにすぐに連絡をとることができます。

～除雪作業中の事故を減らすために～
自分の経験や体力を過信せず、家族や地域で声を掛け合いながら、万全の安全対策で行いましょう。

2.はしごは固定する



- はしごが転倒することがあるため、必ずしっかりと固定する。
- 足元をしっかりと固め、ロープや器具を使用。
- はしごは、斜めに立てかけず、屋根に対して決められた角度でまっすぐ立てる。
- はしごの長さは、軒先から少し高くかける。
- はしごの昇り降りは注意し、はしごから屋根に移動するときは特に注意。
- はしごの上での雪庇を落とすなどの作業は危険なため、絶対にやめましょう。

4.足場の確認を行う



- 屋根の雪止めの位置を確認してから作業を行う。
- 落雪に巻き込まれないように、屋根の上から下ろす。
- 滑りにくくするよう、雪は少し残して作業する。
- 晴れていて気温が高い日は、滑りやすくなるため、特に注意。
- 水路等に転落する事故も増えているため注意。

6.屋根から雪が落ちてこないか注意する



- 屋根から雪が落ちてくる可能性があるため、住宅の周りで除雪する際に軒下では注意。
- 屋根に雪が積もって時間が経つと、氷のように堅くなり、直撃すると非常に危険。
- 新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意。
- 屋根雪を人力によらず落下させる落雪式住宅の場合は特に注意。

8.除雪機の雪詰まりはエンジンを切ってから棒などで取り除く



- 雪が詰まったときは、必ずエンジンを切ってから雪を取り除く。
- つまりを取り除くときは、棒などを使用する。
- 素手で取り除くのは、非常に危険なため絶対やめましょう。
- テッドマンクラッチ（安全装置）をひもで締めるなど、無効化することによる事故が増えています。絶対にやめましょう。

10.無理はしない

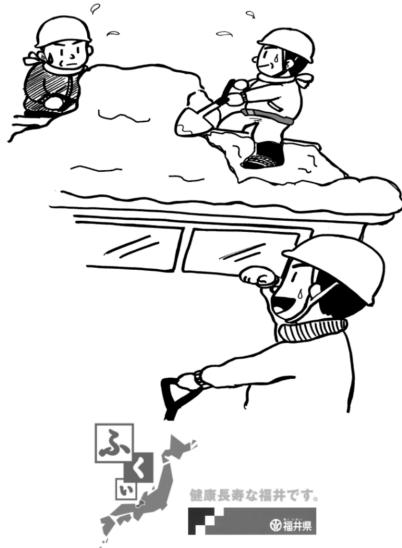


- 除雪作業は重労働です。体調が悪いときは、除雪作業を行わない。
- 作業前には、準備運動を行う。
- こまめに休憩をとりながら作業を行う。
- 寒い屋外での重労働による発作など発症の危険性があるため無理をしない。

図.「雪下ろしの安全10箇条」（国土交通省）

安全な雪下ろし10のポイント

こんなことに注意して安全な作業を心がけましょう



ポイント1 日ごろの準備

- 建物がどの程度の雪に耐えられるか把握しておきましょう。
- 降雪時にはテレビ、新聞等で継続的に情報を確認し、雪下ろしの時期や必要性を判断します。

ポイント2 安全な服装

- ヘルメットを着用しましょう(頭部の保護)。
- 転倒した場合でも滑りにくいものを着用しましょう。
- 着脱せしむる動きやすい服装にしましょう。
- 長靴は荒縄などで滑り止めの工夫をしましょう。



ポイント3 命綱の使用

- 転落防止のため命綱を使用しましょう。
- 万一本倒した場合でも屋根の上で留まる長さに調整します。
- 綱固定用のアンカーやロープは専用の器具を事前に設置したり、反対側の家の柱や大きな木に結びつけたりするなど状況に応じた工夫をしましょう。
- 命綱を体に固定するには市販されている安全帯など幅広のものを使用しましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。

ポイント4 使いやすい除雪道具

- アルミ製のスコップやスノーダンプなど軽くて雪が付着しにくいものを使用しましょう。
- 雪がつきにくくなるスプレーなどを活用しましょう。
- 雪の投棄場所を考えて波板などを効果的に活用しましょう。

ポイント5 はしごの固定

- 転倒防止のためはしごの足元はしっかり固め、頭部をロープで固定しましょう。
- 長さは十分余裕のあるものを使い、屋根に対して真っ直ぐに適切な勾配で架けましょう。
- アルミ製のはしごは滑れているので滑りやすいので、靴底の雪を落とすなど注意しましょう。

ポイント6 複数での作業

- 一人での作業はせず、複数で行いましょう。
- やむを得ず一人で作業する場合は、家族や近所に声をかけ時々様子を見てもらいましょう。

ポイント7 足場の確保

- 軒先は瓦の雪止めの位置を確認し、雪止めより先では作業をしないようにしましょう。
- 足元の雪をしっかり固めましょう。
- 雪止めより上部に足場を作つて作業を行い、最後に足場から下の軒先部分を取り除くと安全です。
- 下層のガラメ雪は滑りやすいので注意が必要です。雪は全部取らず、厚さで20~30cmは残しましょう。
- はしごからの最初の一歩、最後の一歩は特に注意が必要です。



ポイント8 むりな作業はしない

- 無理な体勢での作業は危険です。
- 少しづつ何回かに分けて下ろしましょう。
- スノーダンプなどに引きずられることがあります。その場合はすぐに手を離して身を守りましょう。

ポイント9 落雪などにも注意

- 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- 片側の屋根だけ下ろすと、建物に偏った荷重がかかり倒壊につながる恐れがあります。バランスよく下ろしましょう。

ポイント10 体調の管理

- 雪下ろしは大変な重労働です。必ず準備運動をしましょう。
- 十分に休憩を取り、水分を補給しながら作業しましょう。



雪下ろしに関する相談窓口

福井県土木部

建築住宅課 住まいづくりグループ

Tel. 0776-20-0506

建設技術研究センター

Tel. 0776-35-2412

図. 「安全な雪下ろしの10のポイント」(福井県)

5-2. 安全克雪事業の検討

将来像の実現に向けて、次のとおり各種安全克雪事業の展開を検討していきます。

本方針においては、特に地域において自立的に取り組んでいくことを見据えた事業について位置付けます。

(1) 地域における除排雪体制の整備 【方針1, 4関連】

本町においては、令和3年豪雪を機に「御陵地区除雪支援協議会」が発足されています。

当該協議会は、豪雪時に行政では追いつかない集落内の道路の除雪を担当し、孤立する住宅がないよう努めていくため、行政側の除雪を待つばかりでなく「自助、共助」の精神で、自らの集落は自らで守り孤立を防ぎたいと、住民有志が立ち上げたものです。

高齢化が進む本町において、自力での雪かき・雪下ろしが困難な世帯を地域全体で支える仕組みとして非常に有効であることから、同様の取り組みをできる限り他地域にも拡げることにより、地域における除雪体制の整備を目指します。

現在町では、当該協議会に対し除雪ドーザの冬期貸出やその燃料代の補助に加え、除雪ドーザ運転に必要な免許取得費に対する補助金を交付しており、今後も継続的な支援を行いながら、必要に応じた支援策を検討していきます。

【安全克雪事業例】

- ①地域における除排雪支援協議会設立支援事業
- ②地域における除排雪支援協議会に対する活動費等助成金交付事業



図. 御陵地区除雪支援協議会（広報永平寺 No.190 [令和3年11月5日発行]）

◆参考:地域除雪活動について

地域除雪活動とは、「地域（町内会や自主防災会など）において、住民が協力して一緒に家屋やその周辺、歩道や生活道路等の公共空間、公民館等の地域共有の施設などの除雪作業を行う活動」としている。

住民が共同で地域の施設を除雪したり、高齢者宅の雪下ろしをしたり、行政と協力して運搬排雪したり、地域外の除雪ボランティアを受け入れたりと様々な取組が行われている。

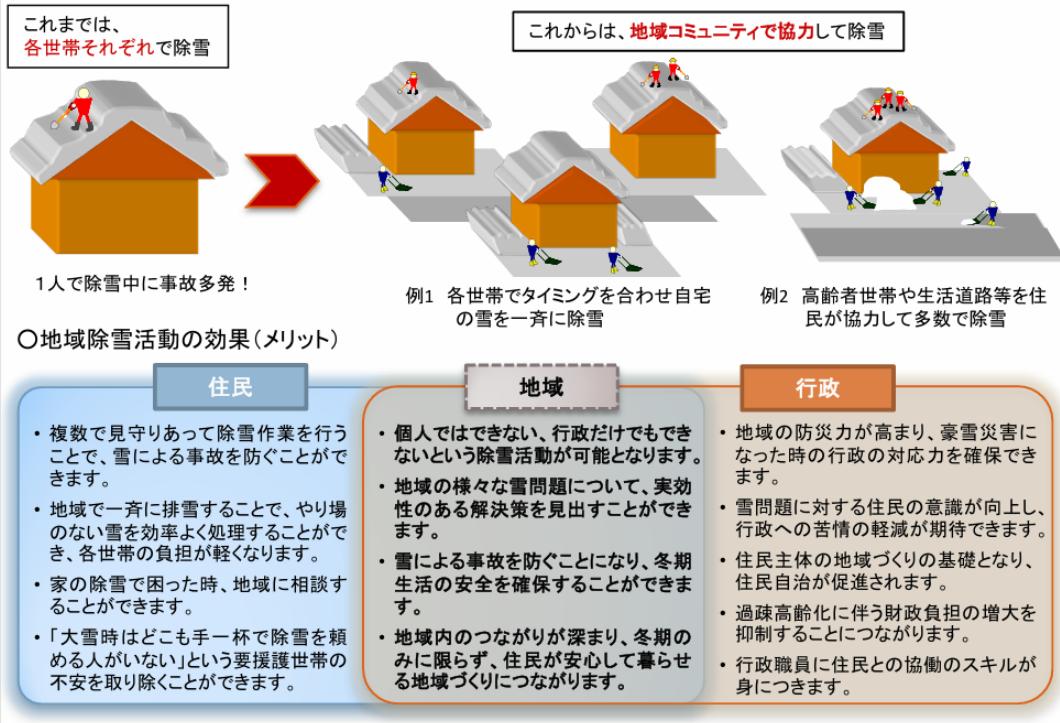


図. 地域除雪活動について

[出典:「市町村のための降雪対応の手引き」<予防編> 令和6年11月改訂 内閣府(防災担当)]

(2) 住民と連携した地域施設の除排雪支援の推進 【方針1, 4関連】

集会所等の地域住民が利用する地域コミュニティ施設は、地域の活動や交流の場として幅広く利用されており、災害時には避難所としても重要な役割を担っています。これらの施設の冬期における安全な利用を確保するため、地域住民による自助・共助の取組と連携しつつ、除排雪作業用燃料費や道路除排雪機械購入費の支援等、除排雪作業を円滑かつ効率的に進められるような支援に取り組みます。

【安全克雪事業例】

①地域除排雪活動支援（補助制度活用促進）事業

(3) 高齢者（高齢世帯）に対する支援 【方針2, 4関連】

1) 「永平寺町雪下ろし支援事業」の利用促進

今後ますます高齢化率が高くなることが予想されるなか、除雪作業時における人的被害の多くが高齢者層に集中している状況を踏まえると、高齢者（高齢世帯）の雪かき・雪下ろしに対する支援が必要です。また、離れて暮らす家族がサポートできるように、日頃から連絡を取り合い、雪かき・雪下ろし等が困難な状況になった際には早めに相談できる関係づくりが重要です。

町では「永平寺町雪下ろし支援事業」により、一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯で、自力で屋根の除雪が困難な世帯に対し、雪下ろし業者等に依頼した費用に対する補助を行っています。

今後も積極的な情報発信等より、多くの対象者に対する当該事業の活用促進を図っていきます。

【安全克雪事業例】

①多様な媒体を活用した「永平寺町雪下ろし支援事業」利用促進事業

2) 除排雪作業に係る健康支援

除雪作業時の怪我の予防、除雪作業後の体調ケアのため、高齢者でも短時間で効果的にできる準備体操やストレッチ、あるいは積雪時の準備としての体力増進体操など考案し、先述した「永平寺雪下ろしの七つの守りごとルール」（案）等とともに周知を図ります。

本町には福井県立大学、福井大学医学部付属病院が立地しており、健康、看護、医療、福祉関連学部・専門医等との連携を図ることにより、効果的な事業展開が期待できます。

【安全克雪事業例】

②除排雪作業の準備体操考案事業

→除排雪作業時の怪我、筋肉痛等の予防、ケア

③除排雪作業に備えた体力増進活動事業



図. YouTube による雪かき前の準備体操啓発例
(北都保健福祉専門学校) [旭川市]



図. YouTube による雪かき前の準備体操啓発例
[みちのく仙台 ORI☆姫隊政策実行委員会]

(4) 空き家に対する雪下ろし対策 【方針5関連】

老朽化した築年数の古い空き家は、雪の荷重に耐えられず倒壊するおそれがあります。

空き家の場合、適切に除雪されず、隣家や近隣地域に危険や害を及ぼす可能性があるため、空き家の所有者に対して、雪下ろしの必要性の周知や空き家そのものの適正な管理を促進していくことが必要です。

町では「永平寺町空き家適正管理促進事業補助金」制度により、町内の空き家が周辺に悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、下記のとおり空き家所有者等に対して 管理代行サービスに要した費用の一部を補助しています。

表.「永平寺町空き家適正管理促進事業補助金」制度の概要

項目	内 容
■対象管理代行サービス	1. 外観調査（ただし、継続的に実施するものに限る） 2. 建物内部確認 3. 内部換気 4. 通水 5. 郵便物確認 6. 敷地内の草刈り 7. 空き家所有者等への報告 など
■補助金額	・管理代行サービス費用の1/3 ・上限：36,000円/年（最大3年） ※補助対象となる管理代行サービスは、福井県登録の事業者が提供するサービスです。

当該事業を活用し、降雪時の空き家の雪下ろしについても明確に対象管理代行サービスに位置づけ、必要に応じ補助金額の見直しも検討しながら、空き家の倒壊や落雪などから隣家や近隣地域を守る対策を積極的に講じていきます。

また、空き家所有者に対し、冬期における適正な管理について要請していくとともに、「永平寺町空き家等対策計画」に基づく空き家等の適正管理を促進していきます。

【安全克雪事業例】

- ①「永平寺町空き家適正管理促進事業補助金」制度の利用促進・見直し事業
- ②空き家等の所有者に対する適正管理に関する要請事業

3. 施策の実施状況

3-2 空家に係る除排雪等の管理の確保

⑤自治体における除雪・除却の取組事例

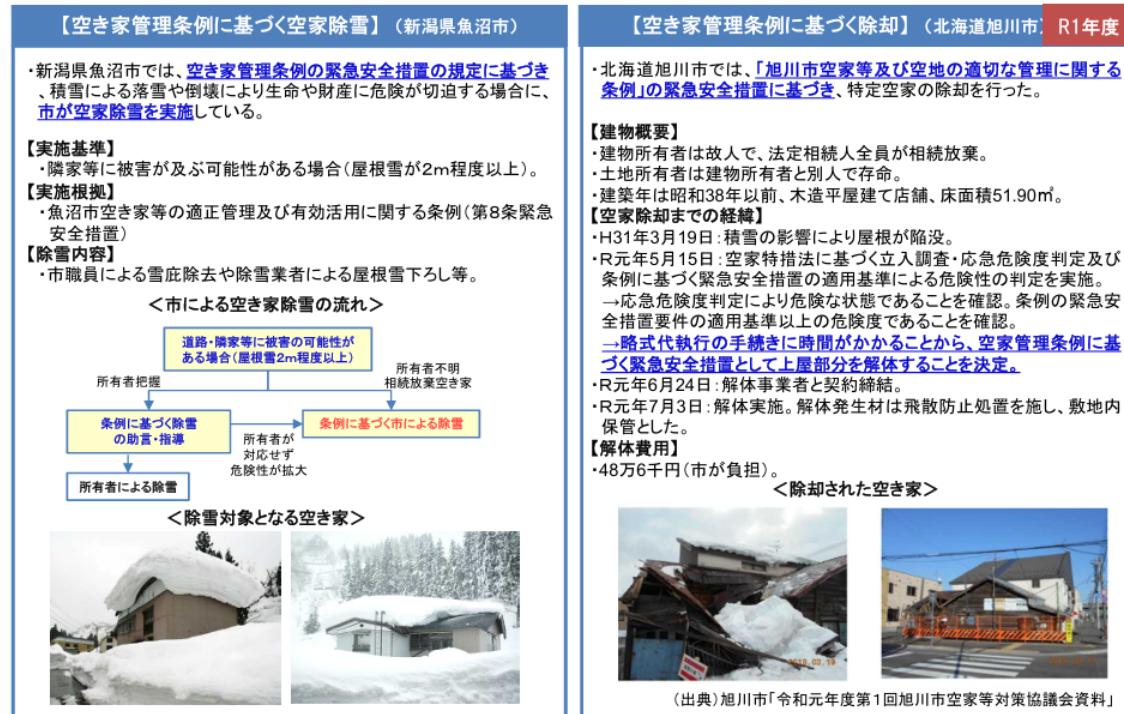


図. 自治体における除雪・除却の取組事例

出典：「豪雪地帯対策における施策の実施状況等」[令和4年1月14日 国土交通省 国土政策局]



図. 空き家の適正な維持管理に関するPR事例 [出典：新潟県ホームページ]

(5) 除排雪の人材確保・育成 【方針1, 4, 5関連】

町全体の高齢化が進む中、自力で雪かき・雪下ろしができない高齢者（高齢世帯）の雪かき・雪下ろしを支援する若いボランティア人材の確保をはじめ、幅広い世代での除排雪ボランティアの育成により、高齢者の多い地区の重点的・効率的な除雪の実現を目指します。

町では永平寺町ボランティアセンター（永平寺町社会福祉協議会）がスノーバスターズ（除雪ボランティア）を募集しており、高齢者世帯等の家の入口から道路までの幅1mほどの範囲の除雪を行っています。

今後も積極的に人材募集を図るとともに、さらに町内に福井県立大学や専門学校が立地するという優位性を活かし、効果的に若い人材を確保していくため、ボランティア参加者に対し町内で利用可能なポイントを付与するなど、参加するメリットを感じてもらえるような仕組み作りを検討します。

【安全克雪事業例】

- ①スノーバスターズ募集推進事業
- ②除排雪ボランティアに対するポイント付与検討事業



図. スノーバスターズ募集画面 [永平寺町社会福祉協議会ホームページ]

福井県ボランティアセンターは、県内で12月にかけて行われるボランティア活動をまとめた「ボランティア体験2025」を県社協ホームページに掲載し、参加者を募っています。

県民のボランティア活動を促そうと、県は参加者に活動1件当たりデジタル地域通貨「ふくい はぴコイン」のポイント500円分を配布しています。

イベント・行事やまちづくり、スポーツなど6分野の活動があり、活動終了後に参加者に提示されるQRコードを、スマートフォンアプリ「ふくアプリ」で読み取るとポイントを獲得できる仕組みになっています。



図. 「ふくいはぴコイン」アプリイメージ

ボランティア体験2025*に参加して
**ふくいはぴコインを
GETしよう！**

* ボランティア体験2025は福井県社会福祉協議会が実施するボランティア体験プログラムです。

ボランティア体験2025の活動プログラムガイドに掲載されているボランティアに参加すると「ふくいはぴコイン」500ポイントを獲得できます。

1. ふくアプリをダウンロード 2. 活動終了後 二次元コードを読み込 3. 「500ポイント」GET！

ポイント獲得は、ボランティア体験1プログラムへの参加につき一度までです
他のプログラムに参加した場合は、改めてポイントを獲得することができます

問い合わせ先
福井県未来創造部県民協働課 TEL: 0776-20-0237
福井県福井市大手3丁目17-1 MAIL: kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

図. ボランティア体験参加によるポイント付与の事例【福井県社会福祉協議会】

(6) 除排雪時の安全確保 【方針2, 3関連】

除排雪時の死傷事故を発生させない取組として、若い世代や移住者など幅広い町民を対象に、安全な雪かきや雪下ろしの方法、適切な雪の捨て方、除雪機の使い方等に関する講習会を実施していきます。

また、除排雪時の安全対策に関する情報について、永平寺町公式LINE等様々な媒体により発信し、住民の意識啓発を図ります。

【安全克雪事業例】

- ①除排雪に係る講習会開催事業
- ②除排雪安全対策啓発ページ・動画の作成・配信事業

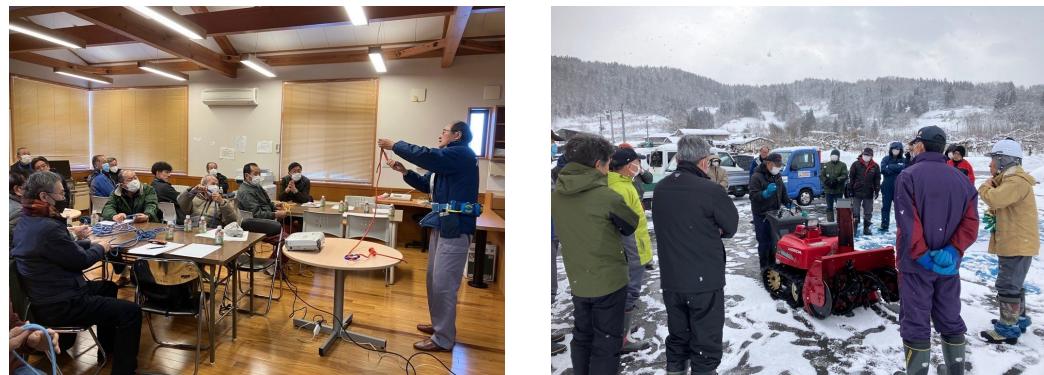


図. 命綱や除雪機の使い方講習会の事例【山形県朝日町】



図. 除雪機安全啓発動画のYouTubeでの配信事例【除雪機安全協議会】

(7) 克雪住宅及び命綱固定アンカー設置の普及促進【方針2, 3, 4関連】

本方針策定に当たり実施したアンケート調査では、標本数（回答者数）のうち、克雪住宅は全体の約28%、非克雪住宅は全体の約74%となっており、非克雪住宅率の高さが目立っています。

また、雪下ろし時の安全確保に有効な命綱固定アンカーを設置している住宅の割合は、全体のわずか0.8%、非克雪住宅に対しては約1.0%と非常に低い値となっています。

雪下ろしの労力を大幅に減らす克雪住宅の普及とともに、雪下ろし時の転落防止等のための命綱固定アンカーの設置についても、より一層の周知が必要です。

本町では、県が作成している手引きやガイドブック等の資料を積極的に活用し、住民への情報提供や普及啓発を推進していきます。

【安全克雪事業例】

①克雪住宅普及促進事業（県の手引き等を活用した周知の強化）

②命綱固定アンカー設置普及事業（県の設置ガイドブック等を用いた普及啓発）



図. 「雪に強い家づくりの手引き」（概要版）より抜粋【福井県建築住宅課】



図. 屋根雪下ろし命綱固定アンカー ガイドブック【福井県】

(8) 除排雪の効率化【方針3, 5関連】

町では、町内各地の積雪状況を24時間遠隔監視できるセンサーを配備し、運用しています。短時間の大雪にリアルタイムで対応できるとともに、山の近くを中心に設置することで、パトロールを行う職員の労務軽減につながっています。

今後も必要に応じセンサーの設置を進め、常に遠隔監視を行うことにより、効率的かつ迅速な除雪を行っていきます。

また、各種データの可視化や除排雪対策本部の業務オペレーションの効率化とともに、除排雪作業の安全性の向上や除排雪体制の強化を図っていきます。

【安全克雪事業例】

- ①降雪状況 24 時間遠隔監視センサー設置事業
- ②GIS 等を活用した除排雪作業の効率化事業

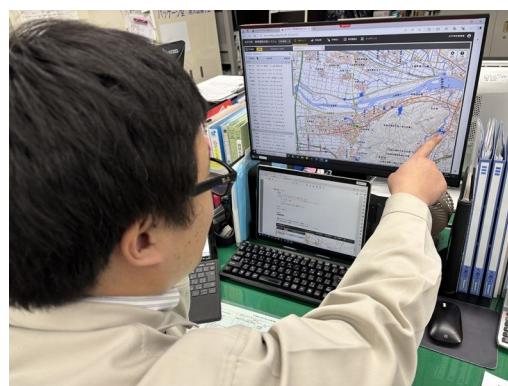


図. 降雪状況 24 時間遠隔監視センサー設置状況 [左: システムの確認 、右: 実際に設置されたセンサー]

岩見沢市「みちびき（準天頂衛星システム）を活用した除排雪管理・作業支援システム」

＜検証概要＞

除雪車両にタブレットとアプリ（除雪作業支援システム）を搭載し、除雪作業の安全性や作業効率の向上を図るとともに、除雪対策本部（市役所）ではクラウド型システムにより、除雪車両の現在位置や作業履歴の把握、市民展望の情報管理を行うほか、クラウドのシステムとタブレットのアプリを機能連携させ、リアルタイムでの情報共有機能を実装させ、作業効率等の検証を行う。

また、取得した各種データをBIツール活用により、データ分析及び可視化を行うことでEBPMの取り組みを行う。

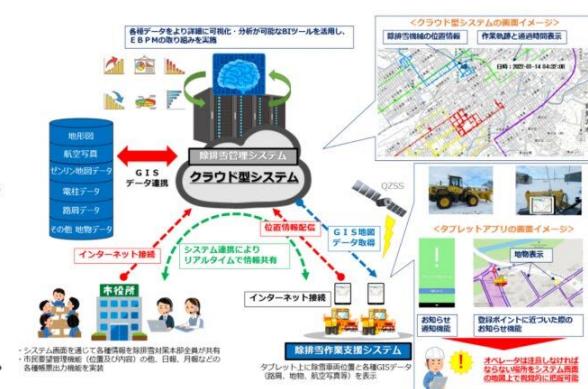


図. 除排雪作業の効率化事例【北海道 Society5.0 事例集（北海道岩見沢市）】

(9) 雪堆積場の確保【方針5関連】

本方針策定に当たり実施したアンケート調査において、除排雪時の困りごととして「雪を捨てる場所がない」との回答が多くありました。

より効率的な除排雪作業を可能とし、かつ除排雪後の歩行者の安全性を確保するため、必要に応じ地域内に小規模な雪堆積場を分散的に確保していくことを目指します。

そこで、公共の遊休地をはじめ、空き地など民有地については、土地所有者に対し土地の貸出をお願いしながら、雪堆積場としての有効な活用を図っていきます。

【安全克雪事業例】

①公共の遊休地及び空き地等民有地の雪堆積場としての活用事業

令和7年度 総合的雪対策の概要 R7.10.23 定例記者懇談会資料

除排雪事業（雪堆積場）

【1】市民雪堆積場（開設時間は6頁参照）
日の出町、岡山町、栗沢町、上幌向町の4箇所で開設

【2】地域雪堆積場
① 公共の遊休地をはじめ、民有地についても地域雪堆積場として活用（道路除雪の雪が対象）
② 利用可能な民有地（空き地等）の新たな協力（提供）を募集
③ 地域雪堆積場として公園を活用
・ 地域自主排雪と連動して公園への投雪を実施
・ 公園の集約や再編について、令和7年度は東地区、日の出地区、緑が丘地区で遊具の撤去を実施

除排雪事業（地域との協働）

【1】令和7年度の『雪対策説明会』を開催
10月15日に町会連合会及び各地区町会連絡協議会に対し雪対策説明会を開催

【2】令和7年度地域除雪懇談会の開催
11月中旬から、各地区町会連絡協議会単位の地域除雪懇談会を開催予定
・ R6は19地区で開催し、町会関係者194名が出席

【3】地域自主排雪への支援
① 町会が自主的に行う生活道路の排雪にロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導警備員を支援
② 実施期間は、12月から3月10日まで
③ 回数は、原則2回まで
・ R6は、42町会で実施

除排雪事業（その他）

【1】学雪への取り組み
社会科副読本の運搬排雪動画を掲載
今後も教育委員会と連携し子供たちへの「学雪」を推進

3

図. 地域雪堆積場の確保事例【令和7年度総合的雪対策の概要（北海道岩見沢市）】

〈地域雪堆積場（雪押し場）〉

住宅地における雪処理対策として、道路除雪の際、除雪業者が除雪機械で雪を押し込む地域雪堆積場（雪押し場）として利用可能な用地（空き地など）を募集しています。

項目	内 容
要 件	・住宅地で利用可能な用地（空き地など）であること ・所有者は、無償で用地を提供していただきます
方 法	・地域で利用可能な用地がある場合は、町会・自治会が所有者の承諾を得たうえで市に連絡してください ・用地の提供に協力していただける土地所有者は、市に連絡してください
その他の	・用地の場所や広さによって、利用方法は異なります ・雪堆積場として使用した後、用地に残ってしまったごみは、ごみ拾いは町内会、集めたごみは市が収集します。 ・原則、排雪は行いません。



図. 地域雪堆積場の募集【冬のくらしガイドブック（北海道岩見沢市）】

5-3. 事業の実施主体および実施スケジュールの検討

前項で検討した各種安全克雪事業について、その実施主体（案）と実施スケジュール（案）を以下に整理します。

ここで記載する実施主体については、各事業を効果的・効率的に実施していくため、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、実施スケジュールについては、関連する部局や団体等との調整・協議を実施しながら柔軟に見直していくものとします。

表. 事業の実施主体及び実施スケジュールの検討

安全克雪事業		実施主体	実施スケジュール		
			短期	中期	長期
(1)	①地域における除排雪支援協議会設立支援事業	町 地域	↔		
	②地域における除排雪支援協議会に対する活動費等助成金交付事業	町	↔		
(2)	①地域除排雪活動支援（補助制度活用促進）事業	町 地域	↔		
(3)	①多様な媒体を活用した「永平寺町雪下ろし支援事業」利用促進事業	町	↔	→	
	②除排雪作業の準備体操考案事業	町 福井県立大学 福井大学医学部付属病院	↔	→	
	③除排雪作業に備えた体力増進活動事業	福井県立大学 福井大学医学部付属病院	↔	→	
(4)	①「永平寺町空き家適正管理促進事業補助金」制度の利用促進・見直し事業	町	↔		
	②空き家等の所有者に対する適正管理に関する要請事業	町	↔		
(5)	①スノーバスターズ募集推進事業	町	↔		
	②除排雪ボランティアに対するポイント付与検討事業	永平寺町社会福祉協議会 福井県立大学、商店街	↔	→	
(6)	①除排雪に係る講習会開催事業	町 永平寺消防本部	↔		
	②除排雪安全対策啓発ページ・動画の作成・配信事業	町	↔	→	
(7)	①克雪住宅普及促進事業（県の手引き等を活用した周知の強化）	町 福井県建築士会福井支部	↔	→	
	②命綱固定アンカー設置普及事業（県の設置ガイドブック等を用いた普及啓発）	町 永平寺消防本部	↔	→	
(8)	①降雪状況24時間遠隔監視センサー設置事業	町	↔		
	②GIS等を活用した除排雪作業の効率化事業	町 事業者	↔	→	
(9)	①公共の遊休地及び空き地等民有地の雪堆積場としての活用事業	町 町民、事業者	↔	→	

5-4. 評価指標の検討

安全克雪事業の取り組みによる成果や効果を点検・評価するための指標を以下のとおり設定します。成果や効果の点検・評価は、おおむね5年ごとに実施します。

指 標	現状値	目標値	
		5年後	10年後
①除排雪作業中の事故件数	6件（R 7）	0件	0件
②スノーバスターズ登録人数	43人（R 7）	45人	50人
③有償ボランティア登録人数	0人（R 7）	5人	10人
④老朽空き家数	29件（R 7）	23件	18件

評価指標設定の考え方については、以下のとおりです。

①除排雪作業に関する死傷者数

克雪対策を講じることにより、5年後、10年後には0人を目標値とする。

②スノーバスターズ登録人数

現状値の43人を基準とし、受入体制の整備や継続的な活動支援を実施しながら、段階的かつ着実な増加を図り、5年後に45人、10年後に50人を目標値とする。

③有償ボランティア登録人数

現状としては登録人数は0人であるが、社会福祉協議会が主体となる有償ボランティア事業の支援と段階的な定着を図り、5年後に5人、10年後に10人を目標値とする。

④老朽空き家数

積雪時の安全性を高めるため、「腐朽して危険」な空き家を現状値の29件から5年で2割ずつ削減し、5年後に23件、10年後に18件を目標値とする。（「永平寺町空家等対策計画」に示す評価指標に基づき設定）

第6章 実現方策

6-1. 総合的な克雪対策の推進

本方針では町全体に係る除排雪時の安全対策や体制づくり等に係るソフト事業（豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業）について、雪下ろし作業のルールとともに検討し位置付けました。

一方、町では、これまで国・県と連携しながら、「公助」としての道路等の除雪対策をはじめ、町民や地区及び組織や事業者に対しても支援を行ってきました。

本方針に基づき「支え合いがつくる 思いやりのまち えいへいじ」の実現に向けて、行政、地域、個人がそれぞれ「公助」「共助」「自助」の立場と役割を踏まえながら、ハード・ソフト両輪で総合的に克雪対策に取り組んでいくものとします。

また、町全体の総合的な克雪対策を推進しながら、地区単位での克雪対策の展開に努め、より地区の実情に応じたきめ細やかな克雪対策を講じ、官民一体となった総合的な克雪対策を推進していきます。

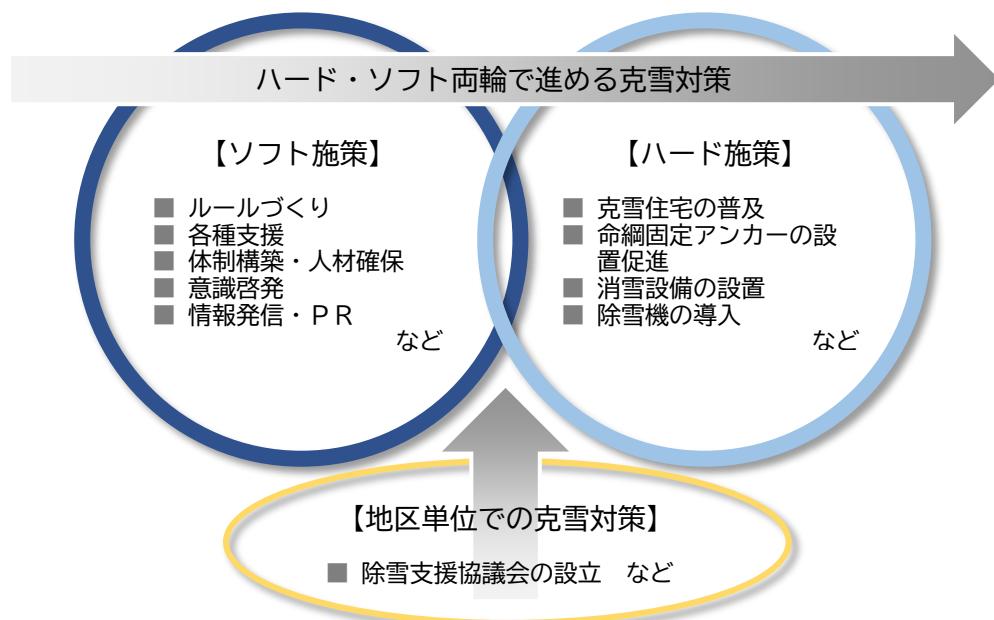


図. 総合的な克雪対策の推進イメージ